

平成20年第2回定例会

斑鳩町議会会議録

平成20年6月3日

午前9時45分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	西谷剛周
9番	中西和夫	10番	浦野圭司
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	峯川敏明
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	芳村是
教育長	栗本裕美	会計管理者	浦口隆
総務部長	池田善紀	総務課長	佐藤滋生
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	西巻昭男
税務課長	山崎善之	住民生活部長	西本喜一
福祉課長	西川肇	国保医療課長	植村俊彦
健康対策課長	寺田良信	環境対策課長	乾善亮

住 民 課 長	清 水 昭 雄	都 市 建 設 部 長	清 水 建 也
建 設 課 長	加 藤 保 幸	観 光 産 業 課 長	川 端 伸 和
都市整備課長補佐	井 上 貴 至	都市整備課参事	今 西 弘 至
教 委 総 務 課 長	野 崎 一 也	生 涯 学 習 課 長	清 水 修 一
上 下 水 道 部 長	谷 口 裕 司	上 水 道 課 長	佃 田 眞 規

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日程 5. 総務常任委員長報告について
- 日程 6. 予算常任委員長報告について
- 日程 7. 議案第30号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について
- 日程 8. 議案第31号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程 9. 議案第32号 平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程10. 議案第33号 都市計画道路法隆寺線（町道4014号線）整備工事請負契約の締結について
- 日程11. 議案第34号 斑鳩中学校本館東棟校舎耐震補強工事請負契約の締結について
- 日程12. 議案第35号 平成20年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）
- 日程13. 議案第36号 平成20年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）
- 日程14. 議案第37号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程15. 承認第 3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）
- 日程16. 承認第 4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）

- 日程 17. 承認第 5号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について）
- 日程 18. 承認第 6号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 日程 19. 承認第 7号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程 20. 承認第 8号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成20年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程 21. 認定第 1号 平成19年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について
- 日程 22. 推薦第 1号 斑鳩町農業委員会委員の推薦について
- 日程 23. 同意第 1号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについて
- 日程 24. 報告第 4号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）
- 日程 25. 報告第 5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）
- 日程 26. 報告第 6号 平成19年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）
- 日程 27. 報告第 7号 平成19年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）
- 日程 28. 報告第 8号 平成19年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）
- 日程 29. 報告第 9号 平成19年度斑鳩町文化振興財団事業報告について
- 日程 30. 報告第 10号 平成19年度斑鳩町土地開発公社業務報告について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

(午前9時45分 開会)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で全員出席であります。

これより、平成20年第2回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） おはようございます。

平成20年第2回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政諸般にわたりまして格別のご支援とご協力を賜り、おかげをもちまして各事業を円滑に推進させることが出来、心から感謝を申し上げます。

平成20年度も既に2カ月が過ぎ、4月1日付で職員の人事異動を行い、新たな体制の中で「一人ひとりが創り出すまち～歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”」の実現に向け、職員共々一丸となって、本年度事業の早期実施を図るべく積極的に取り組んでいるところであります。今後さらに、円滑かつ効果的な事業推進に向けて全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員皆様方のより一層の温かいご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会は、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてなど23議案を提出させていただいております。いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、満場一致で原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

また、已、中西両監査委員には、5月19日、水道事業決算監査について克明にご審査をいただき、深く感謝いたしますと共に、賜りましたご意見を踏まえましてさらに合理的、効果的な運営に努め、安全で安心出来る飲料水の安定供給に努めてまいりたいと考えております。

なお、提出議案の説明は後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますが招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） ただいまから議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。本定例会の会議録署名議員には、5番、伴議員、6番、紀議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしくお願いをいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日から本月23日までの21日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から本月23日までの21日間と決定いたしました。

続きまして、日程3、建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成20年第1回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。11番、飯高委員長。

○建設水道常任委員長(飯高昭二君) 皆さん、おはようございます。

それでは、建設水道常任委員長報告をさせていただきます。

3月定例会後、閉会中の5月21日に建設水道常任委員会を開会し、継続審査事案をはじめその他の所管事務に関する調査を行いました。その審査の概要についてご報告を申し上げます。

初めに、継続審査案件であります都市基盤整備事業に関することについてを議題とし、理事者側より報告を求めました。

まず、1番目に、公共下水道事業について。

平成20年度の工事進捗状況ですが、龍田西污水幹線工事及び神南污水幹線工事については、まず龍田西污水幹線工事が約530メートル、観光会館付近でシールド機械を掘進、進捗率約52%。神南污水幹線工事については、防音ハウス及びシールド設備の撤去を終え、現在、埋め戻し復旧等の作業を進めており、進捗率約85%となっている。

次に、3月定例会で契約の議決をした神南4丁目地内2工区-1工事については、関係機関への協議等及び準備作業を進めており、進捗率5%となっている。

次に、平成19年度繰越事業として進めている興留1丁目地内14工区-7工事、服部1丁目地内11工区-6工事については、現在、工事着手前の家屋調査、地下埋設物等調査を進めており、進捗率約5%となっている。

次に、平成20年4月30日現在の接続に関する状況であります。申請受付件数が1,533件、検査済み件数が1,507件、融資あっせん利用件数が26件、浄化槽雨水貯留施設転用総数が17件となっているとの報告がありました。

続きまして、1件の報告事項がありました。それは、平成20年5月19日、興留5丁目地内、第一地所自治会内において、既存雨水・雑排水管に汚水が流入しているとの通報があり、現地を確認したところ、1軒の家屋より雨水ますに汚水管が接続されていることを確認。当家屋については、排水設備等計画確認申請書が提出されており、平成19年6月に排水設備の検査を完了している。

事態の原因について調査したところ、当区域は、平成7年に施工。当時、当該敷地に1戸の建物があり、公共ますも1個設置され、その後家屋を取り壊され、2つの敷地に分譲された後2戸の建物が建築されたもので、造成時に、当初設置されていた町の公共汚水ますと知らずに埋めてしまい、同種同型で町公共汚水ますに似たますを新規に設置。それを既存の雨水・雑排水管に接続されており、そのますを町が公共ますと誤認したものと判明。平成15年度、下水道台帳作成時、公共汚水ますと位置付けをし、誤認した状態で登録。町も現地の状況を確認しないまま下水道台帳どおりの指導をしたことが原因であるとの報告がありました。

また、その後の対処について、公共下水道への接続替え工事を完了し、既存雨水・雑排水管については、専門の機械を投入し、清掃、消毒を進め、本日完了する予定との報告がありました。

委員より、今後、公共汚水ますの設置をする上における具体的な対策について、汚水が雨水管に流入したことによる流末の汚水の状況について、雨水ますに接続したことによる下水道使用料の状況等について質疑があり、本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、2番目に、都市計画道路の整備促進について。

まず、いかるがパークウェイについては、稲葉車瀬地区の岩瀬橋下部工工事について、橋脚と右岸側の橋台の工事がほぼ完了。現在、右岸側の河川公園部の復旧等が行われている。当工事については、6月の出水期からは一時休工となり、秋の渇水期には左岸側の橋台工事を再開される予定となっている。

次に、稲葉車瀬地区における埋蔵文化財の発掘調査について、先月中旬より残りの区間の調査を再開されている。

続いて、五百井、興留区間の県道大和高田斑鳩線との取り合いについて、現在、国で計画案の作成が進められており、案がまとまり次第、周辺地域の皆様への説明会等がされることになっている。

次に、岩瀬橋から国道25号三室交差点間への接続に必要な道路構造、交差点計画については、具体的な検討が加えられている段階で、改めて協議をすることになっている。

以上がパークウェイの進捗状況です。

続いて、都市計画道路法隆寺線について、残っている事業用地のうち1件だけが未買収で、用地の取得率は、面積的に96%となっている。

委員より、埋蔵文化財の発掘説明会の予定について質疑があり、理事者より、出土の状況により必要があれば現地説明が行われるとの答弁がありました。

次に、3番目に、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて。

現在、駅周辺の道路整備に向けて、1号線、2号線、5号線の各路線について事業を推進している。

その内容は、1号線については、測量設計により、道路線形が概ねまとまり、関係機関と協議をしながら進めている。今後の予定といたしまして、工事着工の時期は本年10月ごろの予定で、沿道の自治会並びに地権者の方々と路線の概要説明を行いながら進めていく。

2号線につきましては、1号線と同様に道路線形が概ねまとまり、3月29日に地権者を対象に説明会を開催。主に道路の線形、計画高、用排水路についての説明を行い、ご意見を伺ったが特段の意見も出なかったもので、個別にご意見を聞いている。

駅北口の5号線については、昨年度に現況測量調査と道路東側にある建物等の補償調査業務を実施。現在、道路線形の精査及び建物等補償調査の成果をもとに内容の整理を進めている。

委員より、北口の広場に時計の設置をとの要望があり、今後、5号線の整備が進められる中で一体的に検討していきたいとの答弁がありました。その他、駅案内所においての案内業務の集計について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

以上、継続審査案件については、一定の審査を行ったということで終わりました。

続いて、6月定例議会に提出が予定されている案件について、(1)平成20年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その1)、(2)平成20年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更について(その2)、(3)都市計画道

路法隆寺線（町道4014号線）整備工事請負契約の締結について、それぞれについて、本定例会に提出が予定されているということで、あらかじめ説明を受けたところであります。

委員からは、樹木の植栽と剪定についての質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。詳細は割愛させていただきます。

次に、各課報告事項として、（１）議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、（２）議会の委任による町長専決処分の報告について（平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）、（３）平成19年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）、（４）平成19年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）、（５）平成19年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）、（６）斑鳩既存木造住宅耐震診断支援事業実施要綱の一部を改正する要綱について、（７）斑鳩町耐震改修促進計画の策定について報告がありました。

委員より、町長専決処分の報告にかかわる事項の中で、ポールの腐食に対する対応についての質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

ほかに理事者から報告を求めたところ、都市整備課から、前回委員会において、委員より、いかるがパークウェイ小吉田モデル区間の築造に伴う道路や水路の付け替えなどに要する町の負担についての質疑があり、その回答についての報告がありました。

その内容は、いかるがパークウェイは、国道事業として国道築造に伴う費用は、道路法により、国の直轄事業の場合、国が3分の2、県が3分の1の負担割合となっており、小吉田モデル区間においては、同様の費用負担となっている。また、パークウェイが出来ることによって起因する道路や水路の取り合いについては、国がすべて費用を負担している。しかし、いかるがパークウェイは、交差する町道等斑鳩町のまちづくりとして必要な道路改良を必然的に行うことになるので、町として改良を行ったところがあるとの報告がありました。

次に、大和川の第一緑地、神南の大和川河川敷公園の利用に関して、スロープを設置出来ないかとの意見があった件につきまして、理事者より、再度大和川河川事務所とも協議した結果、現状では、スロープをもう1カ所増設するのは出来ないとの報告がありました。

以上が、閉会中におけます審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議

録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程4、厚生常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく、閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。13番、里川委員長。

○厚生常任委員長（里川宜志子君） それでは、去る5月15日木曜日に厚生常任委員会を開催いたしましたので、審査の概要をご報告させていただきます。

まず初めに、1といたしまして、継続審査案件、（仮称）総合福祉会館の整備、運営についてを議題とし、いよいよ5月完成となる状況や、登録団体の受け付け、申請などの説明を受けました。

委員より、特に質疑、意見もなく、6月議会開会中の13日の当委員会において、完成後の現地調査をすることといたして終わらせていただいております。

次に、その2といたしまして、6月定例会提出の付議予定議案について、あらかじめ説明を受けることとし、その1、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたしました。

説明を受け、委員より質疑、意見を求めたところ、後期高齢者医療の問い合わせや苦情の状況についての質疑があり、仮徴収決定書送付から1週間で118件の問い合わせがあり、現在も1日数件の問い合わせがあることなど、一定の答弁がされております。

また、規約にある識見を有するとは具体的にどういう人と考えられているのかという質疑に対し、現在、連合長は奈良市長で、副連合長は、市長会から1人、町村長会から1人の体制となっているが、事務方からも副連合長を加え、広域連合の体制強化を図るため、県の福祉部次長の職にあったものを出向させるという答弁がありました。

以上で、6月定例会提出予定議案としてあらかじめ説明を受けて終わりました。

次に、3番目といたしまして、各課報告事項についてを議題としました。

その1、町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について）につきましては、戸籍法が改正され、条文整理が必要となったという説明がありましたが、特に質疑、意見はありませんでした。

2つ目といたしまして、町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題とし、委員より質疑を求めた

ところ、要旨に書かれている1から4までまとめていただいておりますが、2から4にそれぞれ該当する世帯はどの程度あるのかというふうに質疑がなされ、すべておよその数字となるが、2の特定世帯は200世帯、3については10世帯、4については400世帯程度と考えていると答弁がされています。また、新たに支援金分の計算が付け加えられていることなど、国の説明などのテレビ報道などに基づき色々な情報が錯綜している中で質疑がありましたが、これも理事者から一定の答弁がされております。

3つ目といたしまして、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）については、住民生活部に係る部分についての寄附金について説明がされましたが、特に質疑はありませんでした。

4つ目といたしまして、平成19年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたしましたが、委員より事業の内容について聞かれ、国道25号線から秋葉川までの農道整備であると答弁され、さらに、補償工事をやる時には、基本的に地元でまとめていただいた形で行い、繰越明許となることは望ましくないのではないかという意見がありました。

また、理事者からのその他の報告といたしまして、平成20年度の国民健康保険、老人保健の特別会計の繰り上げ充用について、額の確定はしておらないがというただし書きでの報告を受けております。

また、福祉課の夏に行われる3事業の日程についてのご報告をお受けしております。

以上で報告事項は終わり、4つ目のその他についてを議題とし、委員より質疑、ご意見などをお受けいたしましたところ、1つとして、清水環境開発への補償にかかわって問題があるという意見に基づき、くみ取りの件数や処理量についての推移について質疑がされ、平成15年度からのそれらの件数、処理量について答弁がされております。さらに、過去10年間の対象世帯数と件数、処理量、委託料について資料の請求があり、次回委員会に提出を受けることといたしております。

また、2つ目といたしまして、心に障害のある方たちのバスの割引券をはじめとし、他の障害者との施策に違いがあることなどの指摘がされ、バランスのとれた障害者計画と、それに基づく施策の必要性について意見があり、理事者から一定の答弁がされたところです。

以上が、閉会中に開催いたしました委員会の概要でございますが、詳細につきましては会議録に整理をいたしますので、ご覧いただきますようお願いをいたしまして報告

とさせていただきます。ご清聴ありがとうございます。

○議長（中川靖広君） 次に、日程5、総務常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。9番、中西委員長。

○総務常任委員長（中西和夫君） それでは、総務常任委員会の審査結果についてご報告をいたします。

去る5月23日、全委員出席のもと総務常任委員会を開会し、閉会中における継続審査案件及び当委員会所管に係る事案について審査を行いましたので、その概要についてご報告いたします。

初めに、継続審査案件の斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてであります。

まず、史跡藤ノ木古墳整備工事について、理事者より、本年3月に竣工したことから、5月2日に竣工式典を開催し、午後から町民を対象に石室の特別公開を行い、翌3日より6日までのゴールデンウィークの4日間是一般を対象に公開をし、延べ7,365名の参加があった。また、本年秋季に計画している石室の特別公開については、石室内の環境変化等の状況を見ながら、開催の時期や期間を検討していきたいとの報告がありました。

次に、（仮称）文化財活用センターの整備について、現在入札に向けて準備を進めているところであり、9月議会の議決を得て着手していきたいとの報告がありました。

次に、史跡中宮寺跡の整備について、今年度は、整備に伴う発掘調査として、塔及び金堂基壇の調査を計画しており、6月中に整備検討委員会を開催し、着手していきたいとの報告を受けました。

委員より、藤ノ木古墳整備工事について、植栽されている樹木の単価について質疑があり、理事者より、一定の答弁がなされております。

次に、6月定例議会の付議予定議案についてであります。

初めに、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、理事者より、平成20年度の地方税制の改正を内容とする「地方税法等の一部を改正する法律」が平成20年4月30日に公布され、同日から施行されたことから、住民税関係では、公的年金からの特別徴収制度の導入、寄附金制度の見直し、上場株式等の譲渡・配当益に対する特例制度の廃止、公益法人制度改革に対する減免措置及び公益社団・財団法人の固定資産税につ

いての減免措置の改正内容についての説明がありました。

委員より、公的年金からの特別徴収制度について、後期高齢者医療制度の関係もあり、住民の方々に理解してもらえるよう十分に周知していただきたい。

また、ふるさと寄附金について、創設後、町への影響というのはどのように考えているのかとの質問があり、理事者より、ふるさと寄附金の制度から見ると、町外の方からのご寄附でしか増収につながらず、そのため情報発信が行えるようその構築に努めているところであるとの答弁がありました。

次に、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、理事者より、非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額の加算について、2人目からの扶養親族の加算額を現在の200円から217円に引き上げる内容と、条文の文言整理についての説明がありました。

次に、斑鳩中学校本館東棟校舎耐震補強工事請負契約の締結について、理事者より、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、予定価格が5,000万円を超えることから、工事の請負契約について議会の議決を要するもので、工事概要としては、鉄骨ブレス補強及び柱の増し打ち補強工事であり、去る5月22日指名競争入札を執行した結果、斑鳩町興留2丁目3番21号、宮崎建設株式会社、代表取締役辰己誠治が落札し、契約金額は税込みで5,197万5,000円で、6月議会に上程する予定との説明がありました。

委員より、工期について、6月23日から66日間となっているが、どのような工程になっているのかとの質問があり、理事者より、6月23日から夏休みまでの間は工場での鉄骨ブレスの製作を行い、夏休み期間中にブレスの取り付け工事等を行う予定であるとの答弁がありました。

次に、町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）、理事者より、去る4月30日に衆議院において、平成20年度の地方税制の改正を内容とする「地方税法等の一部を改正する法律」が再可決され即日公布となったことから、住民税関係では、公益法人制度改革への税制面からの対応、特定中小企業が発行した株式に係る課税の特例の廃止及び省エネ改修住宅に係る固定資産税の減額措置等の改正内容について説明がありました。

次に、町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）、理事者より、さきの町税条例の改正と同じく「地方税法

等の一部を改正する法律」が再可決され即日公布となり、関連法令の改正に伴う条項ずれ等により引用条項が変わることから所要の改正を行うものであるとの説明がありました。

以上が、6月定例会の付議予定議案についての概要であります。

次に、各課報告事項についてであります。

まず、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について、理事者より、当委員会の所管に係る歳入歳出の補正予算として、歳入では、寄附金で、福祉費寄附金及び藤ノ木古墳整備基金の追加補正、諸収入では、消防団員の退職に伴う退職報償金受け入れ及び「西岡常一棟梁生誕100年記念事業」に伴う助成金が採択されたことによる追加補正。歳出では、民生費寄附金の受け入れに伴う福祉基金積立金の追加補正、消防費では、消防団員退職に伴う退職報償金の追加補正、教育費では、藤ノ木古墳整備基金積立金の追加補正、予備費では、今回の補正から生じた財源を予備費に留保するとの説明がありました。

次に、平成19年度の不納欠損処分について、理事者より、平成20年3月31日付で不納欠損処分を行った額は、合計で3,024万9,262円で、実人数で180人であり、昨年度と比べ993万6,736円増加しているが、これは滞納が継続していた法人が、競売等により処分する財産がなくなったことにより、今回不納欠損処分したことがその主な原因であるとの報告がありました。

次に、登校中の児童に対する暴行事件について、理事者より、去る4月9日、小学校の児童、保護者が集団登校中男性から暴行を受けるという事件が発生し、犯人は保護者の通報により西和警察署に逮捕されたが、今回の事件を受け、さらに地域ぐるみで子どもの安全を守る活動の充実を図るため、関係団体の代表による子どもの安全対策懇談会を開催し、家庭や地域社会の協力を得て、取り組むべき事項について協議をいただき、今後とも地域の方々や関係機関団体の協力を得ながら、子どもたちの安全確保に努めてまいりたいとの報告がありました。

次に、小学校における感染性胃腸炎の発生について、理事者より、4月18日ごろから、斑鳩小学校校内においてノロウイルス集団感染が発生し、4月21、22日の2日間、学校閉鎖をし、発生以来、連日、保護者の協力を得ながら校内の消毒作業を行うと共に、児童の欠席状況を逐一郡山保健所に報告を行い、5月12日に郡山保健所より終息宣言の報告があったところである。今後は、トイレや手洗い場の衛生的な使い方を中

心に子どもたちに指導し、安全管理に努めてまいりたいとの報告がありました。

次に、斑鳩町農業委員会委員選挙について、理事者より、6月19日に立候補予定者の説明会を開催し、7月1日が告示日で、午前8時30分から午後5時まで立候補の受け付けをし、7月6日が投票日で、翌日の7月7日が当選証書付与式であるとの説明がありました。

次に、その他の報告事項として、理事者より、峨瀬自治会集会所に伴う訴訟控訴事件について、大阪高等裁判所において現在まで4回の公判があり、平成20年6月27日に判決の予定であるとの報告がありました。

次に、斑鳩町消防団本団役員の異動について、理事者より、森口昌彦団長が平成20年3月31日付で退団され、新たに4月1日付で前平文男団長、森田友國副団長、紀勝司第1分団長が就任されたとの報告がありました。

以上が、閉会中における総務常任委員会の審査事項についての概要報告であります。詳細につきましては、会議録に整理をさせていただいておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

以上で、総務常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程6、予算常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく、閉会中における予算常任委員会の継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。14番、木澤委員長。

○予算常任委員長（木澤正男君） それでは、予算常任委員長報告をさせていただきます。

閉会中の5月26日、全委員出席のもと予算常任委員会を開会いたしましたので、その審査の概要について報告いたします。

初めに、各課報告事項として6件の報告がありました。

まず、1、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）は、本年3月10日に町道401号線の小吉田1丁目前で、町管理のポールの先端が腐食、落下し、走行中の車両に接触し破損させたことによる修理代金等として33万6,746円の損害賠償を行うものであり、5月16日に相手方との示談が成立したため、同日付で専決処分を行ったとの説明がありました。また、その後、町内にある支柱の点検を行い、1カ所腐食しているのを発見したため、取り替えを行った。今後も、道路パトロールに細心の注意を払って警戒していくとの報

告がありました。

委員からは、以前にも同じような事故はなかったのか、今まで支柱の点検はしてこなかったのか、また行政が個人の軒先を保護するための支柱を設置する義務があるのかとの質疑があり、理事者より、支柱落下による事故は今回が初めてである。また、カーブミラーの角度等の点検は道路パトロールの際に行っていたが、細部までの点検は出来ていなかった。また、支柱設置については、カーブミラーと同様の扱いであり、義務づけられてはいないが、要望があれば設置していくとの答弁がなされました。委員より、マニュアル等をつくって定期的に点検を行うよう要望が出されました。

次に、2、町長専決処分について承認を求めることについて（平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、平成19年度の医療に係る経費が歳入を上回り歳入欠陥が生じるため、平成20年度から不足分を繰り上げ充用するものであり、歳入歳出にそれぞれ6億4,800万円を追加するとの説明がありました。

委員より、なぜこの金額になるのかとの質疑があり、理事者より、昨年度までの累積赤字分がおよそ5億3,300万円と平成19年度の赤字見込み分が1億1,400万円であり、それらを足したものであるとの答弁がなされました。

次に、3、町長専決処分について承認を求めることについて（平成20年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）については、平成19年度の医療に係る経費が歳入を上回り歳入欠陥が生じるため、平成20年度から不足分を繰り上げ充用することでした。本来であれば、平成19年度で負担すべき財源である支払基金交付金、国庫負担金、県負担金の交付が19年度中に不足したものであり、平成20年度でその全額を収入として精算するため、歳入歳出にそれぞれ2,970万3,000円を追加するとの説明がありました。

質疑をお受けしたところ、特段の質疑等はございませんでした。

次に、4、平成19年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）については、平成19年度予算において、繰越明許費の議決があるもののうち、年度内に執行出来なかった経費を平成20年度予算に繰り越したものであり、まず（仮称）総合福祉会館建設事業では5億9,881万1,700円、次に衛生処理場周辺対策費では963万9,000円、また道路新設改良事業では735万円、さらに法隆寺線整備事業では1億2,327万5,000円の繰り越しを行ったとの説明がありました。

委員より、法隆寺線整備事業の進捗状況について、総合保健福祉会館建設事業の工事状況について質疑があり、理事者より、法隆寺線の進捗状況について、用地面積は96%を確保しており、残り1件の地権者に協力をお願いしており、現在、条件についての話をさせていただいている状況である。また、小吉田部分の用地取得が完了しており、6月定例会に工事請負の議案提出を予定している。また、総合保健福祉会館の工事については、5月28日の竣工に間に合うように工事は進んでいるとの答弁がなされました。

次に、5、平成19年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）については、平成18年度に契約締結の議決をし、工事を進めている公共下水道事業龍田西污水幹線で1億6,140万円、平成19年度に契約締結の議決をし、工事を進めている公共下水道事業第11処理分区2工区-1で1億2,700万円、以上の2件において、平成19年度に繰り越しをした金額について6月定例会に報告をするものであるとの説明がありました。

質疑をお受けしたところ、特段の質疑等はありませんでした。

次に、6、平成19年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）については、本年3月議会で繰越明許の議決をした興留1丁目及び服部1丁目地内で面整備工事を発注し、整備区域の拡大を進めた分であり、公共下水道事業第13処理分区14工区-7、11工区-6で7,650万円の繰り越しを行ったことについて6月定例会に報告を予定しているとの説明がなされました。

質疑をお受けしたところ、特段の質疑等はありませんでした。

以上、各課報告事項については、6月定例会に上程され、定例会初日にそれぞれ報告あるいは承認を求められる予定であり、あらかじめ説明を受けたということで終わりました。

次に、継続審査案件として、予算補正を必要とする事務事業についてということで、6月定例会に提案を予定されている一般会計に係る補正予算1件について、報告、説明を受けました。

まず、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に182万3,000円の追加を行うというもので、担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、藤ノ木古墳整備基金について、額は幾らあるのか、また今後文化財活用センターに流用していくのかとの質疑があり、理事者より、基金の額は、5月21日現在で669万4,000円ある。また、文化財活用センターに使う

予定はない。基金の目的は、藤ノ木古墳の整備であり、整備が完了したことから、新たな基金として立ち上げる予定であり、次の9月議会で諮っていく予定であるとの答弁がなされました。

以上、閉会中の継続審査案件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、その他についてお聞きしたところ、藤ノ木古墳の整備完了に伴う一般公開時において、観光立町の立場からもっと物産販売や名産・名品販売等の工夫をするべきではなかったか、今後はどうしようと考えているのかとの質疑があり、理事者より、物品販売では、商工会等でかき氷や冷し飴などの販売、また地元企業による「古代ポン菓子」の販売、また虹の家等による「藤ノ木クッキー」などが売られていた。さらに、町営駐車場や臨時の駐車場などもあわせて全部で100万円程度の収益を上げており、そのように大いに物品等は販売していこうと考え取り組んでいる。今後も、物産等は何がいいのかということも考えながら、商工、観光の発展ともあわせて取り組んでいきたいと考えているとの答弁がなされました。

委員より、継続してやっていただくよう努力してほしいとの意見が出されました。

以上が、閉会中における当委員会の審査の主な概要であります。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

続きまして、日程7、議案第30号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、日程8、議案第31号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程9、議案第32号 平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について、日程10、議案第33号 都市計画道路法隆寺線（町道4014号線）整備工事請負契約の締結について、日程11、議案第34号 斑鳩中学校本館東棟校舎耐震補強工事請負契約の締結について、日程12、議案第35号 平成20年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）、日程13、議案第36号 平成20年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）、日程14、議案第37号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、日程15、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）、日程16、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることに

ついて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）、日程 17、承認第 5 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について）、日程 18、承認第 6 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）、日程 19、承認第 7 号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成 20 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について）、日程 20、承認第 8 号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成 20 年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について）、日程 21、認定第 1 号 平成 19 年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、日程 22、推薦第 1 号 斑鳩町農業委員会委員の推薦について、日程 23、同意第 1 号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについて、日程 24、報告第 4 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程 25、報告第 5 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成 20 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 号）について）、日程 26、報告第 6 号 平成 19 年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）、日程 27、報告第 7 号 平成 19 年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）、日程 28、報告第 8 号 平成 19 年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）、日程 29、報告第 9 号 平成 19 年度斑鳩町文化振興財団事業報告について、日程 30、報告第 10 号 平成 19 年度斑鳩町土地開発公社業務報告について、以上 24 議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました 23 議案について総括提案説明を求めます。小城町長。

○町長（小城利重君） それでは、本定例会に付議いたしました各議案の概要説明の前に、少しお時間をいただき、現在、町が進めております事業につきまして、その考え方や、現在の状況等の説明を申し上げ、議員皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

はじめに、保健福祉活動の拠点として建設を進めておりました斑鳩町総合保健福祉会館の整備につきましては、念願の完成をみる事ができました。その後は、建築確認検査や消防検査、町の竣工検査等の各機関の竣工検査を受けてまいります。

会館内の家具等の備品整備等の準備を行いまして、9月1日の開館に向け万全を期してまいりたいと考えております。

また、開館後の運営につきましては、住民皆様の健康の保持増進及び福祉の向上を図

るため、広く住民に利用していただける施設となりますよう努力してまいりたいと考えておりますので、議員皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、いかるがパークウェイの整備促進についてであります。

稲葉車瀬区間では、埋蔵文化財の発掘調査が昨年度に引き続いて実施されております。

岩瀬橋下部工事ではありますが、昨年11月から進められてまいりました橋脚と右岸側橋台の工事が終了し、本年11月から左岸側の橋台の工事に着手される予定となっております。

五百井・興留区間では、県道大和高田斑鳩線との交差点の計画案を国において検討されており、今後、計画案がまとまりましたら、交差点周辺の地域の皆様への説明等を実施される予定と聞いております。

また、三室地区の状況であります。国では岩瀬橋から三室交差点への接続に必要な道路構造や交差点計画の検討も進められております。本年2月末には紅葉ヶ丘自治会の代表者の方々と国、町が道路構造について意見交換の為の会合も初めて開催されており、その際、貴重なご意見も伺っております。今後も地元地域の皆様との意見交換の場を設けながら道路計画について協議を行い、計画をまとめることになっております。町といたしましても国と連携し、地域住民皆様のご意見を十分考慮しながら、いかるがパークウェイがまちづくりの根幹として地域の生活環境の向上や利便性等の高い道路となりますよう努力してまいります。

次に、都市計画道路法隆寺線整備事業についてであります。

事業用地の96%を取得しており、いかるがパークウェイ交差点から北側の一定区間において事業用地がまとまりましたことから、本定例会に議案を上程しております法隆寺線の道路築造工事を実施してまいりたいと考えております。なお、未買収となっている残り1件の地権者についても、早期にご理解をいただけるよう努力しているところであります。

次に、JR法隆寺駅周辺整備事業についてであります。

昨年度末までに駅南口広場や駅北口の4-1号線の工事が無事に完了いたしまして、利用者にも快適にご利用いただいているところであります。これもひとえに、工事期間中長期にわたりご迷惑をおかけいたしました駅利用者や周辺住民皆様のご理解、ご協力を賜り深く感謝しているところであります。

今年度におきましても、駅周辺の道路計画について、なお一層の事業推進に努めてい

るところであります。

現在は、駅南口の1号線、新家地区内の2号線、駅北口の5号線などそれぞれの路線において道路線形も概ねまとまりましたことから、それぞれの計画の取りまとめ状況に応じまして、関係者の皆様への計画説明及び関係機関との協議、あるいは、事業用地の取得交渉などを順次進めているところであり、早期に各路線の計画に対するご理解、ご協力を得て事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、子どもの安全確保についてであります。

日頃から自治会をはじめ婦人会、老人会、小地域福祉会等地域住民皆様に子どもの見守りをしていただいております、また、PTA、教職員、行政、警察などがパトロール活動を継続して行っておりますが、去る4月9日、小学校の児童、保護者が集団登校中、男性から暴行を受けるという事件が発生しました。児童や保護者はいずれも軽傷で、犯人は保護者の通報により西和警察署に逮捕されました。

今回の事件を受け、さらに地域ぐるみでの子どもの安全を守る活動の充実を図るため、5月15日に、関係団体の代表による「子どもの安全対策懇談会」を開催し、家庭や地域社会の協力を得て取り組むべき事項について協議いただいたところであります。

今後とも、地域の方々や関係機関団体のご協力を得ながら、安全安心の町づくりとしての取り組みを継続するとともに、子どもたちの安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、史跡藤ノ木古墳の整備についてであります。

去る5月2日に、文化庁や奈良県をはじめとする関係各位のご臨席のもと、史跡藤ノ木古墳整備工事竣工記念式典を執り行うことができました。これもひとえに、議員皆様や史跡藤ノ木古墳整備検討委員会委員皆様をはじめ、住民皆様のあたたかいご理解とご支援を賜り深く感謝いたしております。

式典終了後、虹の家、あゆみの家、地元西里自治会の皆様に石室の見学をしていただき、同日の午後からは住民皆様への石室の特別公開を開催したところであります。そして大型連休となりました5月3日から6日までの4日間には、一般を対象とした石室特別公開を開催し、全国から多くの見学者が訪れられ、延べ7,365名の参加を得て盛況のうちに無事終了させていただき、感謝申し上げます。

なお、この石室特別公開につきましては、春と秋の年2回程度の実施を考えており、今回の石室公開に伴う石室内の環境変化と石室や石棺の保存への影響などを十分に検討

いたしまして、開催してまいりたいと考えております。

次に、公共下水道の整備状況についてであります。

まず、平成18年度に発注いたしました継続事業では、龍田西污水幹線工事が本年10月31日、神南污水幹線工事が本年6月16日の完成に向けて工事を進めております。

また、平成19年度に発注いたしました、継続事業の神南3丁目地内から神南5丁目地内までの2工区－1工事及び、繰越明許による服部1丁目地内と興留1丁目地内の面的整備工事では、現在準備作業を進めているところであります。

一方、本年度の工事につきましては、龍田西6丁目、龍田2丁目、小吉田1丁目、興留1丁目地内の整備拡大に努め、さらに神南3丁目、興留9丁目地内の整備に着手する予定であります。

繰越事業を含めた本年度工事では、約11ヘクタールの整備区域の拡大を予定しており、今後も公共下水道の整備及び水洗化促進に努めてまいりたいと考えております。

それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第30号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてであります。

平成20年度の地方税制の改正を内容とする「地方税法等の一部を改正する法律」が、平成20年4月30日に公布、同日から施行されたことに伴い、本条例において所要の改正を行うものであります。

その主な改正の内容であります。まず、住民税関係では、個人住民税において公的年金等からの特別徴収制度の導入及び寄附金税制の見直しに伴う規定の整備、上場株式等の譲渡益及び配当所得に対する課税における軽減税率の廃止に伴う経過規定の整備並びに公益法人制度改革に伴う、法人町民税の減免対象の明確化を行うものであります。

固定資産税関係では、公益法人制度改革に伴い、非課税措置の適用対象法人の明確化を図るとともに、現行の非課税措置の対象法人の新制度への移行期間中の経過規定を設けるものであります。

次に、議案第31号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」が平成20年4月1日から施行されたことにより、この改正に基づき、当町の非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の加算額について、200円を217円に引き

上げる改定を行うとともに本条例の文言の整理を行うものであります。

次に、議案第32号 平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ182万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ77億4,216万円とするものであります。

その主な補正の内容といたしましては、まず歳入予算の補正では、第17款寄附金で、福祉基金及び史跡藤ノ木古墳整備基金への指定寄附金、11万円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第20款諸収入では、消防団員の退職がありましたことから、その退職報償金受入金121万3千円の追加補正をお願いするものであります。

また、今年度実施を予定しております西岡常一棟梁生誕100年記念事業につきまして、財団法人地域活性化センターの「活力ある地域づくり支援事業助成金」の要望をしておりましたところ、採択が決定されましたので50万円の追加補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正であります。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費で、歳入で申しあげました寄附金を福祉基金へ積み立てることから、その積立金5万円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第8款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費では、消防団員2名の退職に伴う退職報償金121万3千円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第9款教育費、第5項社会教育費、第4目文化財保存費で、歳入で申しあげました寄附金を史跡藤ノ木古墳整備基金へ積み立てることから、その積立金6万円の増額補正をお願いするものであります。

最後に、第12款予備費では、本予算補正から生じた財源50万円を予備費に留保させていただいております。

次に、議案第33号から議案第36号までの4つの議案につきましては、去る、5月22日に指名競争入札に付した結果について、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、予定価格が5,000万円を超えることから工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第33号 都市計画道路法隆寺線（町道4014号線）整備工事請負契約の締結についてであります。

契約の相手方は、株式会社中谷組、代表取締役 中谷保子、契約金額は、8,053万5千円であり、工期は、議会議決後、平成21年3月24日までの275日間であります。

次に、議案第34号 斑鳩中学校本館東棟校舎耐震補強工事請負契約の締結についてであります。

その概要につきましては、鉄骨ブレス補強・柱増打ち補強工事並びに補強に伴う外装・内装・建具その他改修工事等であります。

契約の相手方は、宮崎建設株式会社、代表取締役 辰己誠治、契約金額は、5,197万5千円であり、工期は議会議決後、平成20年8月27日までの66日間であります。

次に、議案第35号 平成20年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）であります。

その概要につきましては、工事場所が神南3丁目地内で、延長約240メートルの下水道管渠を築造する工事であります。

契約の相手方は、株式会社二隆建設、代表取締役 喜多信彦、契約金額は、8,379万円であり、工期は、議会議決後、平成21年1月28日までの220日間であります。

次に、議案第36号 平成20年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）であります。

その概要につきましては、工事場所が興留1丁目地内で、延長約839メートルの下水道管渠を築造する工事であります。

契約の相手方は、宮崎建設株式会社、代表取締役 辰己誠治、契約金額は、7,786万6,950円であり、工期は、議会議決後、平成21年3月24日までの275日間であります。

次に、議案第37号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。

本年4月1日から後期高齢者医療制度が施行されましたが、制度を運営する広域連合の執行機関の体制を強化し、意思決定機能をより充実させるため、副広域連合長の人数及び選任の方法等について規約の変更を行うものであり、このことに係る協議に伴いまして、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、承認第3号から承認第8号までの6つの議案につきましては、地方自治法第1

79条第1項の規定により、専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

はじめに、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）であります。

平成20年度の地方税制の改正を内容とする「地方税法等の一部を改正する法律」が、平成20年4月30日に公布、同日から施行され、直ちに適用すべき規定について、本条例において所要の改正を行うこととし、平成20年4月30日付けで専決処分を行ったものであります。

その主な改正の内容であります。まず、住民税関係では、公益法人制度改革に合わせ、税制面での改正を行い、納税義務対象、適用税率の明確化を図るものであります。また、特定中小企業が発行した株式の譲渡益に係る優遇措置を廃止するものであります。

次に、固定資産税関係では、省エネ改修住宅に対する固定資産税の減額制度が創設され、当該特例規定を追加するものであります。

次に、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）であります。

先の承認第3号と同様、平成20年度の地方税制の改正を内容とする「地方税法等の一部を改正する法律」が、平成20年4月30日に公布、同日から施行され、本条例中の引用法令の条項が変わることから、法令との整合性を図るため所要の改正を行うこととし、平成20年4月30日付けで専決処分を行ったものであります。

次に、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について）であります。

昨年の通常国会において戸籍法の一部が改正され、これに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令において引用している戸籍法の規定が変更されることとなり、この標準令の一部を改正する政令が平成20年3月19日に公布され、本年5月1日から施行されることとなりました。このことにより、標準令との引用条文の整合性を図るため本条例の一部を改正する必要があることから、平成20年4月30日付けで専決処分を行ったものであります。

次に、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）であります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日に施行されたことなどによ

り、国民健康保険税の課税等に係る所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。まず、保険税の基礎課税額の賦課限度額を現行の56万円から47万円に改め、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を12万円に設定するものであります。次に、国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行する場合において、同じ世帯に属する国民健康保険の被保険者が保険税の減額措置を受けられるようにすること、また、被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行し、その65歳以上の被扶養者が国民健康保険に加入する場合、保険税の減免の対象とするものであります。さらに、保険税の2割軽減について、これまでの申請による方法から職権による方法に改めるものであり、平成20年4月30日付で専決処分を行ったものであります。

次に、承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）であります。

平成19年度本特別会計において、医療に要した費用である歳出に対し歳入が不足したため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成20年度から不足分を繰上充用する必要性が生じたことから、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億4,800万円を追加し、歳入歳出それぞれ37億7,680万円とする補正予算について、平成20年5月29日付けで専決処分を行ったものであります。

次に、承認第8号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成20年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）であります。

平成19年度本特別会計におきまして、医療に要した費用が当該年度の医療費交付決定額を上回ったため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成20年度からその不足分を繰上充用する必要性が生じたことから、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,930万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ2億7,330万7千円とする補正予算について、平成20年5月29日付で専決処分を行ったものであります。

なお、平成19年度で不足した財源は、老人保健制度によりその全額を支払基金、国及び県から平成20年度収入として精算されることとなっております。

次に、認定第1号 平成19年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてであります。

水道事業は、住民の日常生活や産業活動にとって欠かすことができないものであり「安全」で「安心」できる水を「安定的」に供給することが使命であると考え、努力しているところであります。

さて、平成19年度の決算状況についてであります。営業収支は8,946万5,029円となり、その内訳として営業収益は前年度に比べほぼ同額の7億4,310万8,572円で、特に給水収益は節水意識が高まるとともに節水器具の普及等により前年度より0.4%減少の7億937万2,500円となりました。

一方、営業費用では、前年度に比べ0.4%、266万3,866円減の6億5,364万3,543円となりました。

また、営業外収支では、他会計補助金等から企業債支払利息等を差し引き4,947万1,374円の損失となりました。

その結果、当年度純利益は、3,985万5,141円となりました。

次に、資本的収支では、資本的収入が工事負担金、国庫補助金、企業債等で1億7,769万4,220円であり、資本的支出は建設改良費といたしまして、管路近代化事業、老朽管更新事業、公共下水道工事に伴う配水管工事、取水井戸の整備等及び企業債償還金により4億8,469万1,119円となりました。なお、支出超過額については、損益勘定留保資金等で補填いたしております。

以上が概要であります。本決算書につきましては、去る5月19日、巴・中西両監査委員により慎重なご審査をいただきまして、平成19年度決算に対する意見書もいただいているところであります。

引き続き、適切で健全な水道企業会計の運営に努めてまいりますので、議員皆様はじめ住民皆様のご協力をお願い申し上げます。

次に、同意第1号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについてであります。

現委員の寺西宏之氏の任期が、平成20年6月28日をもって満了となることから、引き続き同氏を公平委員会委員として選任するものであり、よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第4号 議会の委任による町長専決処分報告について（損害賠償の額の決定について）であります。

去る3月10日午後7時頃に、個人が自家用車を斑鳩町小吉田1丁目地内の町道401号線を走行中に町道上の交通安全施設の破損部分が、その車輻に落下したことによりまして、損傷を与えたことに対する瑕疵に係る示談が整い、損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項

について、平成20年5月16日付けで専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）であります。

本議案は、先の報告第4号 損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴う損害賠償に係る保険金の受入れと損害賠償金の支払いであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ77億4,033万7千円とすることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、平成20年5月16日付けで専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告させていただくものであります。

次に、報告第6号 平成19年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）についてであります。

平成19年度予算において繰越明許費の議決をいただいている（仮称）総合福祉会館建設事業外3事業につきまして、繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成20年度予算に繰越したことから、その報告を行うものであります。

次に、報告第7号 平成19年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）についてであります。

平成18年度から3カ年の継続事業として取り組んでいる公共下水道事業（龍田西污水幹線）、平成19年度から3カ年継続事業として取り組んでいる公共下水道事業（第11処理分区2工区-1）につきまして、平成19年度に係る歳出予算の経費のうち、年度内に支出の終らなかったものについて、平成20年度予算での歳出の経費に充てるため、その報告を行うものであります。

次に、報告第8号 平成19年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）についてであります。

平成19年度予算において繰越明許費の議決をいただいている公共下水道事業（第13処理分区14工区-7、11工区-6）につきまして、繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成20年度予算に繰越したことから、その報告を行うものであります。

次に、報告第9号 平成19年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてであります。

平成19年度において、文化振興財団が実施した自主事業は前年度から4事業増加の

21事業であり、これに要した事業費は2,087万3,133円で、これに対する事業収益は2,055万250円であります。

これを収支で見ますと、収支赤字額は32万2,883円、収支率は98.5%であり、平成18年度の収支赤字額121万8,862円、収支率91.7%、平成17年度の収支赤字額695万9,945円、収支率66.7%と比較して毎年度改善している状況であります。

ホール管理運営事業費は、平成18年度に前年度から大きく減額となったことから、平成19年度においては概ね前年度同額の1億113万4,470円、図書館管理事業費についても、概ね前年度同額の1,327万4,867円であります。

次に、報告第10号 平成19年度斑鳩町土地開発公社業務報告についてであります。

平成19年度の主な事業内容についてであります。平成19年度におきましては、当土地開発公社で新たに取得した用地は無く、処分事業として、興留9丁目地内で保有していた法隆寺駅周辺整備事業用地を斑鳩町に処分しております。処分額は4億1,361万7,441円となっております。

このことにより、平成19年度末の公社保有地の状況は、簿価総額が8億7,602万6,403円、保有面積が4,634.84平方メートルとなり、平成19年度期首と比較して、簿価総額で3億9,576万5,343円、保有面積で806.83平方メートルの減となりました。

土地開発公社の経営の健全化につきましては、今後とも借入金の総額をできる限り縮減することを第一に考え、町の財政事情等を勘案するなかで進めてまいります。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましてもあたたかいご審議を賜りまして、原案どおりご議決又はご承認を賜りますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君）　　ここでお諮りいたします。

本日提出されています議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程7、議案第30号から日程14、議案第37号までと、日程21、認定第1号の町長提案の9議案については、会議規則第39条第3項の規定により提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よってこれより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程7、議案第30号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今回の税制改正に伴っての条例改正なんですが、委員会等も聞かせていただきましたけれども、今回主なものとして、個人住民税にかかわる分、公的年金の徴収と、あと寄附金税制と上場株式等の譲渡益の課税の特例措置の廃止ということでお聞きしていましたが、少しわかりにくいところもありましたので、説明も含めてもう少しお聞きをしたいと思うんですけれども、まず個人住民税、年金からの天引きに関してですが、これの影響というのがどれぐらいあるのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、影響といいますと、金額的な影響でしょうか。金額的な影響につきましては、全くございません。普通徴収分が年金徴収になるだけでございますので。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） すみません、ちょっと言い方悪かったですね。何人の方が、今年金をもらっている方のどれぐらいの方がこの対象になるのか、その点お聞きしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 今現在、年金収入者約7,000人がおられます。ただ、60歳から65歳未満の方も含んでおります。今度特例徴収になりますのは65歳以上ですので、約4,000人未満の方が、今度、年金徴収の方に移行されるであろうと考えております。

ただ、今、約4,000人と言いましたのは、65歳以上でも給与所得者を含んでおります。年金収入だけじゃなく、やはり会社へ行かれてなおかつ年金ももらっておられます。こういう方につきましては、年金は当然減額になっておりますので、こういう方も含めまして4,000人ということで、実際の特別徴収につきましては、今、申し上げた数字よりも低くなると考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 総務省の方によりますと、全国的には対象となるのは2割強ぐ

らいになるかなという推計も出されておりましたが、斑鳩町でほかの所得も含めてということでお答えいただきましたが、今後、やはり実施に当たって、どういった方が対象になっていくのか、そういった点もまた把握して、出来れば報告いただきたいと思えます。

続きまして、すみません、この最後のページの要旨のところにあります・番の上場株式等の譲渡益に対する課税の特例措置、これが廃止になるということで、これと・番、上場株式等の配当所得に対する課税の特例措置、これも廃止となるということで、これの影響額については、どれぐらいになるというふうに考えているのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 今、配当割交付金と譲渡益の交付金、合算で約5,000万ございます。平成19年度予算ベースで5,000万あります。それで、今度10%から20%になってきます。ただ、このうちで、今までの減額の時に町の配分が1.8%でした。今度これがもとへ戻りますと、本則課税3%になってまいります。素直に倍とはなりませんので、約1.6倍になってまいります。そうしたことから、約8,000万になりますので、すべて本則課税になれば、約3,000万の増収になると考えております。

それと、先ほど若干2割と言われましたけども、年金収入者の2割か年金をもらっておられる人の2割かという問題もありますんで。といいますのは、均等割かかるのは年金収入が、例えば1人でしたら148万となっております。もし2人おられましたら、約192万となっておりますんで、そこらを踏まえてその2割というのが、全体の年金収入者の2割で報道されたと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） いずれにいたしましても、また今後調査していただいて、またその時にも色々議論をさせていただきたいと思えます。

今、上場株式等の配当の特例措置の廃止ですね、こちらについては、もともと金持ち減税やという色々な批判もある中で、今回これが廃止になることについては、私はいいいことなのかなというふうには思っておりますが、そうしたことにつきましても、また確定したら、その金額等もご報告をいただきたいというふうにお願いをして終わりたいと思えます。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） この地方税法改正に伴いまして、私、これまでもずっと常々問題にしていまいりました。これに伴ってシステムの変更ということにまたなってくるんだと思います。

先ほど聞いております、委員会の中で、交付金によりこのシステムの整備についてお金がおりてくるのではないかなあというふうに言われているんですが、住基ネットの時もそうだったんです、交付金の中に入ってくる。ほんなら、全体のシステム変更全体で何ぼかかって、そのうちの何ぼお金国からおりてきてんのかとか、そういうことがなかなか明確につかめないというような状況が私はあると思うんです。でも、こっだけ財政厳しかったら、その辺はシビアに見て、きちっと一定の、もう国庫補助金としてやっぱりもらうべきものではないかなというふうに私は考えてます。

そんな中において、このシステムの整備に対して、交付税になるんだろうけれども、どの程度、全体の何ぼぐらい、そしてこれ地方自治体一斉にせなあかんということであれば、1件や2件がやるのとは違って全体でやるとなったら、システムの変更については、何らかの本来軽減される策というものを設けること出来るんじゃないかなと、平たく言えば安くあげることが出来るのではないかなということなども思うわけなんです、それらについてどのように現在お考えになっているか、つかんでおられるかということについてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、交付税算入でございますけども、国の方では交付税算入すると言っているだけで、ただその金額については、まだまだ示されておらない状況でございます。

次、システムであります。各町村やはりそれぞれ違ったシステムを構築いたしております。住民税課税当初からのシステムの構築の経緯というのがございますんで、やはりそれぞれ、基本的なものは当然安く上がってこようかと思えますけども、それぞれ独自性のものがございますんで、ある程度高くなる分もございます。それらを含めまして、やはり電算会社とは、なるべく安く上げるように色んな、値引き交渉と言えちよっと言葉あれですけども、よそよりも安くしてもらうように常々交渉をいたしているところでございます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） いつも私は事あるごとに、国からの制度改正については、こ

こにはこだわって委員会でも言い続けてきたもんですからね、お尋ねさせていただきました。

そして、もう1点、先ほどの総括質疑の中にもありましたが、年金受給者全員がそうなるわけではなくて、そしてその受給者の中の特定された方について、こういう方については天引きしますよというような中であって、国は地方自治体の特別徴収を行うことによって事務の効率化にメリットがあるという考え方を示しているんですが、斑鳩町はそれについて、効率化についてのメリットだというふうに考えておられるのかどうか、そのところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 全体的に見た場合につきましては、やはりメリットはございます。といいますのは、今まで普通徴収であった何人か、約4,000人未満ですけども、の人が特別徴収になってまいります。この方については、納付書の発送とか徴収の手続が簡素化されますので、それらについては一定事務が簡素化になってくると考えます。

ただ、全部が全部これ特別徴収じゃなくて、やはり所得との合算者おられます。差額普徴という分であります。やはり、年金からすべて引くことは出来ない課税者もおられますので、そこらをきっちり把握して引く必要がありますので、それらのチェックもございます。

また、年金支払い者、いわゆる社会保険支払い基金の方へも個々のデータを送ってまいります。そのデータのチェックもやはり綿密にやらないと、制度が変わるたびに色々な保険、保険制度の中でも間違いもございましたり、それらも十分慎重にやる必要がございまして、当初はやはり相当な手間隙がかかって、納税者に迷惑のかからないように制度を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） この要旨の中に、特別徴収制度の導入は、平成21年4月1日執行となっておりますが、多分特別徴収の開始につきましては、10月からの実施になるのではないかとこのように思っているんですが、これにつきまして本人の意向を確認する、本人に通知をするというそういう周知徹底、そしてご理解をいただくという手順については、どのような流れになるのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 最終的には、システムといいますか、その周知方法につきましては今後詰めていきますけども、やはり相当早い段階から、21年度の10月ですけれども、やはり相当早い段階からやっていかないと、6月に普通徴収送りますので、当然4月ぐらいからやっていかないと、6月の普通徴収送った、次にまた特徴始まりますよとなったら、相当混乱されますんで、その段階には十分周知出来るような日程でスケジュールを組んでいきたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 非常に私はこの改正については好ましくないというふうに思っておりますが、ただ町としては、これらの周知徹底につきまして、今、部長がおっしゃったように、やっぱり町民本意に立った行政ですね、ですから町民さんが混乱を起こさないように、町民さんがよく理解出来るように様々な手を尽くしていただきたい。これは、本当に色んな制度、住民に直接かかわる制度が本当にたくさん、今、変わってきてますので余計です。その点につきましては、かたがたお願いをして終わらせていただきます。

○議長（中川靖広君） これをもって議案第30号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第30号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程8、議案第31号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） ありませんか。これをもって議案第31号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第31号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程9、議案第32号 平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第32号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第32号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程10、議案第33号 都市計画道路法隆寺線（町道4014号線）整備工事請負契約の締結についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君）　今回、この工事の請負契約を締結するに当たりまして、工事の内容等にもかかわってこようと思います安全の面ですね、さらにもう1つ、将来的な見通しという点からも少し確認をさせていただきたいというふうに思います。

今回、整備がされるわけですが、建設水道常任委員会でも委員さんからご意見等もあったかと思いますが、自転車の通行について、先ごろ自転車が車道を走って事故に遭って亡くなってしまったというそういう事故もありまして、町民の皆さんからも、自転車道についてきっちり整備をしていくべきではないかという声もお聞きをしますので、この際、この法隆寺線整備に当たりまして、自転車の走行についてどういう位置付けがされているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（中川靖広君）　清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君）　自転車専用の自転車道という考え方は持っておりませんが、法隆寺線につきましては、いわゆる自歩道ということで、歩行者と自転車が共にその歩道空間を、自歩道空間を供用するといった形で考えて整備を進めていくという考え方で今までも来ておりますし、これからもそうやって進めてまいりたいというふうに考えております。

先ほど出ましたように、自転車が車道を走って事故に遭ったという例もあるわけですが、今回の6月1日付の道路交通法の改正につきまして、この中でも自転車の歩道における走行の方法等々につきまして、色々明確化になってきているところでございます。そのことも含めまして、当町におきましては、都市計画道路全般につきましては、基本的には自歩道という形で整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君）　14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君）　そういうことでしたら、今後もやはり自転車も安全に走れるような道路ということで、整備をお願いしておきたいというふうに思います。

続いて、安全の面から信号設置ですね。もともと、服部道との交差点のところで事故があったり、既にモデル道路から南側に延びている道路について信号設置の声があったかというふうに思いますけれども、今後、この道路を整備をしていくに当たって、信号設置についてどのように考えているのでしょうか。

○議長（中川靖広君）　清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君）　今、整備を進めております法隆寺線、町道4014号線

と、いわゆる服部道、町道401号線の交差部分におきまして事故が発生しているといった状況については把握をしているところではございますけれども、今後、この信号設置等々につきましても、西和警察署を通じまして県の公安委員会に要望書を上げていくといったことも含めまして積極的には取り組んでまいりたいというふうには考えておりますけれども、その北側にかかるがパークウェイとの交差点がございます。そういったことで、なかなか実現には難しいところがあるかもわかりませんが、そうしたことで十分警察とも協議を行いながら、交通安全の面で十分留意してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） これまでにも町の方として西和警察等に働きかけはしていただいているかなというふうにも思っているんですが、やはりこれから開通していくであろう25号線からパークウェイを通過して服部道、401号線につながる道路ですんで、どういった形で安全が図れるのかというの、今、部長お答えいただきましたが、そういった形でより安全に整備していけるように今後もお願いをしておきたいというふうに思います。

すみません、もう1点だけ。将来的な見通しということで少しお聞きをしたいんですけども、この法隆寺線、町の総合計画でも、今、整備を進めているのは401号線までということで、その南側については今はとまっている状況ですけれども、行く行くは将来的に南にも延びて行って安堵王寺線の方に接続されるというふうには思うんですが、その南側の道路について今後の整備はどうなっていくのかというのと、あと安堵王寺線についてめどはどれぐらい立っているのか、今、どんな状況なのかというのを、町民の皆さんからやはりちょっと聞かれますので、この際ですんでお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 今、質問者おっしゃっておりますが、町道401号線から南側につきましては、約130メートルの部分につきまして、服部の区画整理と共に整備をしましてきておるところでございます。それ以降南側の道路、法隆寺線の南側、それ以降法隆寺線でございますけれども、今、おっしゃっておりますように、安堵王寺線の整備がまだ緒についてない状況もございます。

その見通しについては、当町といたしましても、この安堵王寺線と申しますのが、安

堵町の都市計画道路、同じ名前が安堵王寺線というのがあるんですけども、それが大和中央道からずっと安堵町を横切って当町の安堵王寺線とつながる形になっております。それと、当町の安堵王寺線がずっと西へ行って昭和団地の南側、大和川沿いに上っていきまして、そこから先は三郷町の三郷川添線という都市計画道路と結びついているといった形になってございます。こういったように、この安堵王寺線につきましては、広域をカバーする、つなぐ道路ということで、県が事業主体になって整備をしてくださいといったことで要望を続けているところでございます。

また、法隆寺駅周辺整備事業の一環といたしまして、県道大和高田斑鳩線より東側の一部路線では、駅南口への動線として、その部分につきましては町で設置をしていく計画ではございますが、その他の路線につきましては、先ほど申し上げましたように、県の方でも整備をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 安堵王寺線については、県の方で主体的に整備をしていただくと。町としても費用的にもその方が助かりますし、この4014号線、これを将来的にもやはりより効果的に活用しようと思えば、その安堵王寺線、積極的に県の方で整備を進めていただきますように、これまでも町として要望はいただいていると思えますけど、これまで以上に整備の要望を上げていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 今の質問者のご質問の中で、今、現時点での法隆寺線の整備事業について大して効果のないようなお考えをお持ちなように認識を持ちましたので、これはちょっと訂正をさせていただきたいと思えますけども、今現在整備を進めております、国道から4014号線、550メートルあるんですけども、この整備によって、ご承知のようにいかるがパークウェイの整備が進んできたという経緯がございますので、それ一つとってみても、そういった今現在の法隆寺線が町発展について効果をもたらしているということでご認識をいただきたいというふうにはお願いをしたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 私の言い方として、より効果的な計画、整備を進めていただきたいというふうに申し上げたわけで、今の整備をしていることについて別に効果がない

というふうに申し上げたつもりはございませんので、その点については訂正をしておきたいというふうに思います。

それと、今、部長の方から、今の整備の状況についての効果的な方法として考え方もご説明いただいたと思いますが、余り広がってもあれなんで、その点についてはまた別の機会に議論をさせていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） これをもって議案第33号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第33号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程11、議案第34号 斑鳩中学校本館東棟校舎耐震補強工事請負契約の締結についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第34号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第34号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程12、議案第35号 平成20年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）を議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第35号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第35号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程13、議案第36号 平成20年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）を議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第36号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第36号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程14、議案第37号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第37号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第37号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程15、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会

付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって承認第3号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長(池田善紀君) まず、議案書の朗読をさせていただきます。

承認第3号

町長専決処分について承認を求めることについて

(斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成20年6月3日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2枚目の専決処分書の朗読をさせていただきます。

斑専第3号

専決処分書

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成20年4月30日

斑鳩町長 小城利重

今回の町税条例の一部改正につきましては、地方税法の改正が行われ、去る4月30日に公布施行されました。このうち、直ちに適用すべき規定につきまして、4月30日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、その内容等につきましてご報告を申し上げます。

専決処分書の最後のページにある要旨でご説明を申し上げます。

主な改正内容でございます。

まず、(1)の住民税関係では、民法第34条に規定されています財団法人等については、民法制定以来の大改革が行われ、公益法人改革関連3法が本年度から施行となり

ました。これらの改革とあわせて税制面での改正が必要となったことから、地方税法をはじめとする関係法律の改正が行われたことにより、町税条例の改正を行ったものでございます。

具体的には、①の公益法人制度改革では、法人住民税均等割において、公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人について、最低税率を適用する措置が講じられたことから、所要の改正を行うものであります。

また、これらとあわせて、人格のない社団等で収益事業を行わない場合には非課税とし、人格のない社団、公益法人など資本金の額または出資金の額を有しない法人についても、均等割を課する場合には最低税率を適用する措置が講じられたことから、所要の改正を行うものであります。

関係する条項は、第13条、第17条、第45条及び第46条関係であります。

次に、②の特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例の廃止であります。

個人住民税においては、株式の売却時点についてのみ優遇措置が講じられております。平成20年度の税制改正においては、所得税において出資時点における優遇措置が講じられたことから、所要の経過措置を設けた上で、個人住民税において優遇措置を廃止するものでございます。

関係する条項は、付則第20条第7項及び第8項関係であります。

次に、(2)の固定資産税関係についてでございます。

地球温暖化をはじめとする環境問題への対応として、住宅の省エネルギー化を図るための改修を税制面から支援するため、省エネ改修を行った住宅に対する減額措置が講じられたものであります。

具体的には、平成20年1月1日に現存している住宅で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、一定の省エネルギー改修工事を行った者について、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、当該住宅にかかる固定資産税の3分の1を減額するというものであります。

関係する条項は、付則の第10条の2第7項関係であります。

その他、条文整理等の所要の改正を行うものであります。

以上が専決処分を行った主な内容でございます。改正する条例本文及び新旧対照表のご説明は省略させていただきますが、何とぞ議員皆様におかれましては、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。ご説明とさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今回のこの専決の分につきまして少し気になったのが、公益法人制度改革のところですけども、30号の方でも固定資産税の方でこれは上がっていたかというふうに思いますが、この要旨の方で説明いただきましたが、もう少し具体的に、町内でどういった団体が対象になってどういった影響があるのか、その点についてもう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、今回の公益法人改革に伴いまして、民法第34条により設立されました財団法人斑鳩町文化振興財団及び社団法人シルバー人材センターは、今後5年以内に、この関連いたします認定法というのがございます、認定法に基づきます公益目的事業者としての認定を受けていくこととなります。そうした中で、文化振興財団とシルバー人材センターは、公益法人として今までどおり事業をされていくものと考えております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 公益法人として今後申請を考えているということですので、公益法人となればこの課税の対象にはならないのかなというふうに思いますが、あとそしたら、この町民税均等割の課税税率というふうに書いてますけど、この点だけ、具体的に幾らかというのだけお聞きしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 5万円でございます。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第3号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第3号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程16、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって承認第4号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長(池田善紀君) まず、議案書の朗読をさせていただきます。

承認第4号

町長専決処分について承認を求めることについて
(斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成20年6月3日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第4号

専決処分書

斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成20年4月30日

斑鳩町長 小城利重

都市計画税条例の改正につきましても、さきのご説明申し上げました町税条例の一部を改正する条例と同様に、地方税法の改正に伴いまして4月30日付で専決処分を行ったものであります。

専決処分書の最後のページにある要旨によりご説明を申し上げます。

主な改正内容であります。条文中の引用法令、地方税法等でございますが、改正されたことに伴いまして引用条項が変わることから、所要の改正を行うものでございます。

改正する条例本文及び新旧対照表のご説明は省略させていただきますが、何とぞ議員

皆様には、ご承認賜りますようお願い申し上げましてご説明とさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

よろしいですか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第4号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第4号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程17、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第5号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） それでは、承認第5号につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第5号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成20年6月3日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。次のページをお開きいただきたいと存じます。

斑専第6号

専決処分書

斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成20年4月30日

斑鳩町長 小城利重

次に、最後のページ、要旨をご覧いただきたいと存じます。要旨を朗読させていただきます。

斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例（要旨）

昨年の通常国会において戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部が改正され、これに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令において引用している戸籍法の規定が変更されることとなり、この標準令の一部を改正する政令が平成20年3月19日に公布され、本年5月1日から施行されることとなりました。このことにより、標準令との引用条文の整合性を図るため、当条例の一部を改正するものであります。

ということで、本年5月1日から、戸籍法及び標準令が改正施行されましたことから、4月30日付をもって専決処分をさせていただいたものでございます。

なお、戸籍法の改正の内容についてでございますけれども、戸籍の公開制度が見直され、戸籍の謄抄本、除籍謄抄本の交付の請求をする場合に、請求者を制限する内容の改正でございまして、今日まで交付の請求は何人も請求出来るとされておりました条文が、戸籍に記載されている者や配偶者、直系親族、または直系遺族のみが交付請求出来る条文に戸籍法が改められました。

戸籍法では、これらの内容について、条文の整理に伴う改正が行われましたため、この手数料条例の戸籍法及び標準令の運用条文が変わりますことから改正をさせていただいたものでございまして、手数料の金額については、改正はなく従前どおりでございます。

なお、当条例の改正条文及び新旧対照表での説明は省略させていただき、要旨をもつての説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜りましてご承認いただきますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。よろしいですか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第5号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって承認第5号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程18、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって承認第6号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。西本住民生活部長。

○住民生活部長(西本喜一君) それでは、承認第6号につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第6号

町長専決処分について承認を求めることについて

(斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成20年6月3日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。次のページをお開きいただきますと存じます。

斑専第5号

専決処分書

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分す

る。

平成20年4月30日

斑鳩町長 小城利重

この改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布され、同日からの施行となりましたことから、4月30日に専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、条例の改正内容につきまして、この議案書の最後のページにございます要旨に沿いましてご説明を申し上げたいと存じますので、要旨をご覧いただきたいと存じます。

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（要旨）

地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことなどにより、国民健康保険税の課税等に係る所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容でありますけども、1つとしまして、基礎課税額の賦課限度額を現行の56万円から47万円に改め、また後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を12万円に設定することです。

2つとして、国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行する場合であって、同じ世帯に属する国民健康保険の被保険者が1人になった世帯について、5年間、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額を2分の1減額すること。また、国民健康保険税の減額対象の基準を算定する場合、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した者について、5年間、同一世帯に含むこととするのであります。

具体的には、例えば夫が75歳以上、妻が75歳未満の夫婦2人暮らしの場合、夫が後期高齢者医療制度に移行し妻1人が国民健康保険に残ることとなりますが、このような場合、特定世帯として世帯にかかる基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額の平等割額を、5年間は半額にしようとするものであります。

また、このような場合も含め減額、5割減額、2割減額につきまして、従前どおりの措置が図られますように5年間は、減額の基準を算定する際には、後期高齢者医療に移行した人も含めて算定をしようとするものであります。

次に、要旨の3つ目でございます。被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行する場合であって、その65歳以上の被扶養者が国民健康保険に加入することとなった時、国民健康保険税の減免の対象とすることです。

具体的には、例えば会社の健康保険に加入していた75歳以上の被保険者は、後期高齢者医療制度に移行することになりますけども、この健康保険に被扶養者、65歳以上75歳未満の被扶養者がいた場合に、その被扶養者については、引き続いてその社会保険に加入することが出来なくなります。他の家族の扶養として別の社会保険に加入する場合を除きますと、その人は国民健康保険に加入することとなります。この場合におきまして、社会保険の被扶養者が後期高齢者医療制度に加入した場合と同様の減免措置を受けられるよう配慮するものであり、条例上減免の対象者として位置付けるものであります。

次に、要旨の4つ目でございますけども、国民健康保険税の2割軽減の取り扱いについて、申請に基づく方法から職権による方法にすることです。

平成19年度まで、7割軽減及び5割軽減は申請をしなくても軽減を受けることが出来ましたが、2割軽減だけは役場に申請をしないと受けられませんでした。このことを、申請をしなくても軽減が受けられるように改めるものであります。

以上が改正の主な内容でございます。なお、本文及び新旧対照表の説明につきまして省略をさせていただき、簡単ではございますがご説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

これで説明を終わらせていただきます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） このもとになる制度が後期高齢者医療制度、これらについて色んな問題点ございますので、これまでも申し上げてきましたが、ただこの承認案件についてで見させていただきますと、今、説明あったように、要旨の2、3、4については、考え方を示していただき説明を受け、これについては十分理解をするものでございますが、やっぱり1の問題につきまして、私、非常にちょっと心配している問題があるのと、そして1つちょっとこれは許すことが出来ないなと思っている問題があるんです。

許すことが出来ないのは何かというと、厚生労働省が説明している中に、老健の時は一括して徴収していた保険税を、国保税で、今、ただ単に色分けしただけでトータルの負担がふえるわけではないというようなことを言うんですよ、厚生労働省ね。私はそれを聞いてて、何言うてんのと、斑鳩町ではそうじゃないでしょうと、こういう承認案件出てきてますからね。

そして、その中で最も危惧する部分としまして、去年税率の改正になって国保税値上がりをしました。そして、今回またこの条例の改正で基礎課税分、医療分が、基本的に計算式は変わらない、それプラス支援金分ですので、一般的には増税という負担増というものになるというふうに私は認識を持っているところなんです、ただ国保というのは、前から言いますように受け皿的要素が強いということの中で、すごく支払う能力について脆弱な方たちが多い中であって、この値上げをしたことで収納の状況がどうなっているんだろうか。そしてまた、この値上げをしたことで今後の収納がどうなっていくのか。

それは、なぜそういうこと言うのかというと、担当者の方はよくご存じだろうと思いますが、収納率が調整交付金のカットというペナルティーにつながっていくという問題点があるから私はこれを今言いたいわけなんですけどね。その辺の基準について、そして今後の収納の状況の見通しについて、見解をお示しをしておいていただきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 国保税の収納の状況でございます。

平成20年の4月30日現在では、国民健康保険税収納率が、現年度分ですが、92.8%、滞納分は11.1%でございます。そして、前年同月、平成19年の4月の現年度分の徴収率は92.5%、そして滞納分につきましては10.5%ということで、この平成19年度、今年の4月30日現在の徴収率は0.3%現年度分ではふえており、また滞納分につきましては0.6%ふえている状況でございます。

平成19年度で国保税の改定を行っておりますけども、これについては、平成19年度の税率改定は影響が余りないように考えております。

また、これから平成20年度で支援金部分の増額、税率の改定を、約20%から22%の平均値上げを行っておりますけども、これにつきましても住民の方に、納税者にご理解を求めていって、滞納等のないように啓発を推し進めていかなければならないと考えているところでございます。20年度の収納状況につきましてはまだ見えてこない部分がありますけども、そういった形で啓発、そして住民の方に理解を求めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 本当に所得の低い人や入る保険がない人が入る受け皿的要素の高い国保税におきまして、収納率によって調整交付金のカットというようなペナルティーがされるといような、私は許すことが出来ないような制度もあわせ持っている、この中にはね、その危惧をすること、町におかれましては、特段の努力を今後とも続けていっていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） これをもって質疑を終結いたします。

承認第6号については、討論の申し出があります。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を承認することに反対の議員の意見を求めます。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

この件に関しましては、システムとして以前から不満を持っているところですが、斑鳩町では保険料ではなく保険税ということでいつも地方税法の改正を待たなければならない。しかも、地方税法の改正が3月31日付に行われ、通達も非常に直前に行われているということがこれまでほとんどやられてきたやり方であるというふうに考えております。これについては、介護保険が導入された時もこういう形をとったと、その時も私は反対をした経過がありますが、このように専決処分をされた改正、後期高齢者医療制度に伴って新たに支援金分が限度額12万円で設定されるということについて、大きな問題があると考えております。

基礎課税額、いわゆる医療分の限度額が引き下げられるものの、これまでの税率に変わりはなく、一般家庭では、この部分ではほとんど変わらずに支援金分だけが上乗せされ、保険税の負担増というのが現状だと思います。限度額いっぱいの高額所得者の方たちは、概ね基礎課税額が9万円引き下げられ、支援金分12万円プラス3万円、約4.8%の負担増という、それぐらいの負担増で終わるといふふうに考えます。

先ほども申し上げましたが、厚生労働省は、老健の時は一括して徴収していた保険税を色分けしただけで、トータルの負担がふえるわけではないと説明してありますが、斑鳩町ではそうになっておりません。低中所得者にとっては、支援金分の大幅負担増で支払い能力を超えてしまうといふふうに考えます。

介護保険は40歳以上の方が対象ですが、この支援金分は、国保加入者のパート、アルバイトの正規雇用ではない若者にも負担が発生してくるといふ過酷なものです。まし

て、収納率の高い75歳以上の人たちが脱退して、そういった受け皿的要素の高い、そして収入の比較的低い方たちが、今後、残ったこの国民健康保険の中で、さらに収納率の悪化が懸念されるのではないかというふうに私は考えております。そして、この収納率の悪化というのは、収納率の状況によって調整交付金のカットというペナルティーのおまけつきであるということも、大問題であるというふうに考えております。

制度が過酷な上に、反発する思いが強くなり、滞納へのさらなる引き金とならないか、また滞納者に対して保険証の取り上げや財産の差し押さえなど厳しい対応へと行政の悪化の道をたどることのないように、徴収には万全を期して、納付相談にはきめ細かく、そして根気よく対応することが望まれると考えています。

新しい制度に伴う町民に大きくかかわる問題が、幾ら地方自治法で認められたものといえども、町長の専決処分としてこのように処理され、あげくの果てに厚生労働省から、市町村はもっと住民に説明せよと言われ、余りにも地方自治体を、そして何よりも住民をばかにしたやり方には、どうしても、どうしても私は、はい、そうですかとは言えないものがあります。

制度の問題点を危惧し、意識を持って町民の立場に立って国に対して反発する精神も失わず町行政を行われることを期待している、そして後期高齢者医療制度の廃止を望み、そして受け皿的要素の大きい国保財政にその制度に見合った国庫負担の必要性を強く感じながら、私の反対の意見とさせていただきます。どうか議員皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を承認することに賛成の議員の意見を求めます。7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

先ほど、町長の提出議案の説明の中で、簡単明瞭に説明されておられますが、この条例の改正については、法令により国民健康保険税の基礎課税額の賦課限度額を56万から47万円に引き下げること、後期高齢者支援金など課税額の限度額を12万円に設定すること、国保の被保険者が後期高齢者医療制度に移行した場合の国保に残っている人への減額措置や減免措置への配慮などが盛り込まれています。簡単に言いますと、国民健康保険の被保険者の負担を軽減、緩和するための条例改正であると私は考えています。

よって、この改正については妥当なものであり、住民にとっても喜ばれるものであると
考えます。

以上が、本条例の専決処分についての承認に対する賛成意見であります。減額期間が
短いとか限度額が高いから反対というのであればまだ理解は出来ますが、想像上の危惧
だけで反対というのは、私には理解出来ません。議員皆様のご賛同をよろしく願いい
たします。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。承認第6号
について、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって承認第6号については、賛成多数で
承認いたされました。

ここで、午後1時10分まで休憩いたします。

（午後0時05分 休憩）

（午後1時10分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

続いて、日程19、承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて
（平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題
といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会
付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第7号については、委員会付託
を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） それでは、承認第7号につきましてご説明を申し上げま
す。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第7号

町長専決処分について承認を求めることについて

(平成20年度斑鳩町国民健康保険事業

特別会計補正予算(第1号)について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成20年6月3日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読させていただきますので、次のページをお開きいただきたいと存じます。

斑専第9号

専決処分書

平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成20年5月29日

斑鳩町長 小城利重

この補正予算の概要でございますが、平成19年度の医療に係ります経費が歳入を上回ることとなり、歳入欠かんが生じたことから、地方自治法施行例第166条の2の規定により、平成20年度からその不足分を繰り上げ充用をするもので、既定の歳入歳出予算の額31億2,880万円にそれぞれ6億4,800万円を追加し、歳入歳出それぞれ37億7,680万円とするものでございます。なお、平成19年度単年度の赤字分は、約1億1,400万円でございます。

では、補正予算書の予算に関する説明書によりまして、歳出の方からご説明を申し上げます。5ページをご覧くださいと思います。

歳出です。第12款前年度繰上充用金、第1項前年度繰上充用金、第1目前年度繰上充用金、第22節補償補填及び賠償金で6億4,800万円の増額をお願いするものであります。

続きまして、歳入でございます。4ページをご覧くださいと思います。

第10款諸収入、第3項雑入、第7目歳入欠かん補填収入、第1節歳入欠かん補填収

入におきまして、同額の6億4,800万円の増額をお願いするものであります。

恐れ入りますが、1ページをご覧いただきたいと存じます。

予算書を朗読させていただきます。

平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億4,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ37億7,680万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年5月29日専決

斑鳩町長 小城利重

以上、簡単ではございますがご説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第7号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第7号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程20、承認第8号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成20年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第8号については、委員会付託

を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） それでは、承認第8号についてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第8号

町長専決処分について承認を求めることについて

（平成20年度斑鳩町老人保健

特別会計補正予算（第1号）について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成20年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成20年6月3日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。次のページをお開きいただいたいと存じます。

斑専第10号

専決処分書

平成20年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成20年5月29日

斑鳩町長 小城利重

この補正予算の概要でございますが、平成19年度の医療費に係ります経費が歳入を上回ることとなり、歳入欠陥が生じたことから、地方自治法施行例第166条の2の規定により、平成20年度からその不足分を繰上充用するものであり、既定の歳入歳出予算の額2億4,400万円に、それぞれ2,930万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億7,330万7,000円とするものでございます。なお、平成19年度で不足いたしました財源であります支払基金交付金、国庫負担金及び県負担金につきましては、その全額を平成20年度の収入として精算することとなっております。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書によりましてご説明を申し上げます。

まず、歳出であります。6ページをご覧くださいと存じます。

6ページ、歳出でございます。第5款前年度繰上充用金、第1項前年度繰上充用金、第1目前年度繰上充用金、第22節補償補填及び賠償金で2,930万7,000円の増額をお願いするものであります。

続きまして、歳入でございます。1枚めくっていただきまして4ページをご覧くださいと存じます。

第1款支払基金交付金、第1項支払基金交付金であります。第1項医療費交付金、第2節過年度分におきまして810万9,000円の増額を、また第2目審査支払手数料交付金、第2節過年度分におきまして2万6,000円の増額をお願いするものであります。

次に、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目医療費負担金、第2節過年度分におきまして2,049万2,000円の増額をお願いするものであります。

次に、5ページに移りまして、第3款県支出金、第1項県負担金、第1目医療費県負担金、第2節過年度分におきまして68万円の増額をお願いするものであります。

それでは、恐れ入りますが1ページにお戻りいただきたいと存じます。予算書を朗読させていただきます。

平成20年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）

平成20年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,930万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億7,330万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年5月29日専決

斑鳩町長 小城利重

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第8号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第8号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程21、認定第1号 平成19年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって認定第1号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています認定第1号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程22、推薦第1号 斑鳩町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

議会推薦の農業委員会委員の任期が、本年7月19日付をもって任期満了となります。よって農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会推薦に係る農業委員に、中西議員、浦野議員の2名の方を指名いたします。

地方自治法第117条の規定により、中西議員、浦野議員の退席を求めます。

（中西議員、浦野議員 退席）

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。ただいま指名いたしました2名の方を、農業委員会委員として推薦することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって推薦第1号 斑鳩町農業委員会委員の推薦については、ただいま指名いたしました2名の方を推薦することと決しました。

（中西議員、浦野議員 着席）

○議長（中川靖広君） 中西議員、浦野議員にお知らせいたします。斑鳩町農業委員会委員の推薦については、満場一致をもって推薦することにいたしました。両委員には、よろしくお願いをいたします。

続いて、日程23、同意第1号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付

託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって同意第1号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長(池田善紀君) それでは、同意第1号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについてご説明を申し上げます。

現委員の寺西宏之氏の任期が、平成20年6月28日をもって満了となることから、引き続き同氏を公平委員として選任するについて同意をお願いするものでございます。

それでは、議案書の朗読によりましてご説明とさせていただきます。

同意第1号

斑鳩町公平委員会委員の選任について

同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成20年6月3日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町阿波2丁目11番20号

氏 名 寺西宏之

生年月日 昭和13年11月3日

なお、寺西氏の経歴につきましては次のページに記載のとおりでございますけども、朗読は省略をさせていただきます。

以上でご説明とさせていただきますが、何とぞ満場一致でご同意賜りますようお願いを申し上げましてご説明とさせていただきます。

○議長(中川靖広君) お諮りいたします。同意第1号については、質疑、討論を省略し原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって同意第1号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについては、満場一致で同意いたされました。

続いて、日程 24、報告第 4 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程 25、報告第 5 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成 20 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 号）について）の 2 議案は、いずれも同一事故に係る議会の委任による町長専決処分の報告であります。よって、会議規則第 37 条の規定により、2 議案を一括議題とし、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって報告第 4 号 報告第 5 号の 2 議案については一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

本案について、理事者の報告を求めます。清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） それでは、報告第 4 号及び報告第 5 号につきまして、一括で説明をさせていただきます。

まず、報告第 4 号の議案を朗読させていただきます。

報告第 4 号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（損害賠償の額の決定について）

標記について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

平成 20 年 6 月 3 日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2 枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第 7 号

専決処分書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成 20 年 5 月 16 日

斑鳩町長 小城利重

もう 1 枚繰っていただきまして、内容でございます。

損害賠償の額の決定について

町道401号線の斑鳩町小吉田1丁目地内において、道路上の交通安全施設に瑕疵があり、走行中の車両に被害を与えたことによる損害賠償を次のとおり決定する。

記

1. 損害賠償の額 33万6,746円
2. 損害賠償の相手方 奈良県北葛城郡上牧町米山台3丁目13-22-1

奥井正人

本件につきましては、本年3月10日月曜日でございますが、午後7時ごろ、町道401号線、通称服部道と呼ばれている路線でございますが、この小吉田1丁目10番8号の大東様宅前の道路におきまして、交通安全対策として、通行車両が軒先に接触しないよう設置をしておりました鉄製の支柱の先端部分、約50センチが腐食により落下いたしまして、ちょうどその時にその下を走行されていた奥井様の車両の左前部に接触し当該車両を破損させたものでございます。

運転をされていた奥井様には怪我はなかったことについては幸いではございましたが、このことによる車両の修理代金等といたしまして、33万6,746円の損害賠償を行うということで、去る5月16日に奥井様との示談が成立いたしましたことから、同日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

常日ごろから、定期的な道路パトロールや担当以外の町職員にも、道路等の損傷について報告を受けまして、その都度対応するなど安全対策には注意を払ってきたところでございますが、今回こういった事件が起こりましたことにつきましては、まことに残念でありまして、また大変申しわけなく思っております。

なお、今回のこの事件後、こうした支柱を設置しております神南、高安、並松、三町地区等の安全点検を行ったところでございますが、本件以外に1カ所同様に腐食した支柱があったことから、早速取り替えを行ったところであります。

今後も、道路パトロールには細心の注意を払い、異常を発見した場合、また通報等がございましたら迅速に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第5号の説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第5号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成20年6月3日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第8号

専決処分書

平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成20年5月16日

斑鳩町長 小城利重

この補正予算につきましては、先ほど説明をさせていただきました損害賠償の額の決定に伴いまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ33万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ77億4,033万7,000円とするものでございます。

その内容につきまして、予算に関する説明書に基づきまして説明をさせていただきます。補正予算書の4ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入でございますが、第20款諸収入、第5項雑入、第5目雑入、第6節雑入に、新たに総合賠償補償保険金といたしまして33万7,000円を追加するものでございます。

続きまして、5ページの歳出では、第7款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費、第22節補償補填及び賠償金に、新たに賠償金として33万7,000円を追加するものでございます。

恐れ入ります、1ページをお開きいただきたいと思います。補正予算書を朗読させていただきます。

平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)

平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ77億4,033万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年5月16日専決

斑鳩町長 小城利重

以上をもちまして、報告第4号及び報告第5号の説明とさせていただきます。何とぞ温かいご理解を賜りまして、ご了承をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(中川靖広君) 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって質疑を終結いたします。

報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)、報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)について)を終わります。

続いて、日程26、報告第6号 平成19年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって報告第6号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。池田総務部長。

○総務部長(池田善紀君) それでは、まず議案書の朗読をさせていただきます。

報告第6号

平成19年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について

(一般会計)

標記について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成20年6月3日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、次のページをお願いいたします。

平成19年度予算におきまして繰越明許費の議決をいただいている歳出予算のうち、年度内での執行が出来なかった経費を平成20年度予算に繰り越しさせていただきましたことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりましてそのご報告を行うものであります。

初めに、第3款民生費、第1項社会福祉費の（仮称）総合福祉会館建設事業についてであります。翌年度繰越額5億9,881万1,700円。財源内訳は、地方債5億6,190万円、一般財源3,691万1,700円であります。

次に、第4款衛生費、第2項清掃費の衛生処理場周辺対策事業につきましては、地元自治会より平成19年度要望事項の一部において、地元協議が調わないため事業変更の要望書が提出され、この事業変更に伴って年度内での執行が出来なかったことから、963万9,000円を繰り越しさせていただいたもので、財源はすべて一般財源であります。

次に、第7款の土木費であります。第2項道路橋りょう費の道路新設改良事業につきましては、用地交渉の難航により、計画をしていました一部の路線において年度内での執行が出来ず、平成20年度で工事を行うため、7,350万円を繰り越しさせていただいたものでございます。財源はすべて一般財源であります。

また、第4項都市計画費の法隆寺線整備事業につきましては、事業用地の取得に時間を要し、予定をしておりました工事に着手出来なかったことから、やむなく1億2,327万5,000円を繰り越しさせていただいたものでございます。財源内訳は、国庫支出金1,815万円、地方債8,750万円、一般財源1,762万5,000円でございます。

以上で、平成19年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）のご報告とさせていただきます。何とぞ議員皆様にはご了承賜りますようお願いを申し上げます。ましてご説明とさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第6号 平成19年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）

を終わります。

続いて、日程 27、報告第 7 号 平成 19 年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって報告第 7 号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） それでは、報告第 7 号、平成 19 年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）のご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第 7 号

平成 19 年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について

（公共下水道事業特別会計）

標記について、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成 20 年 6 月 3 日提出

斑鳩町長 小城利重

この報告につきましては、継続費の平成 19 年度に係ります歳出予算の経費の額のうち、通次繰り越しをいたしました額につきましては、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定に基づきご報告をさせていただくものでございます。

それでは、次のページをご覧くださいませでしょうか。

継続費繰越計算書の朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

第 1 款公共下水道費、第 2 項下水道新設改良費、事業名、まず公共下水道事業（龍田西汚水幹線）でございます。継続費の総額は 5 億円、平成 19 年度継続費予算現額が 3 億 2,500 万円、支出済額及び支出見込額が 1 億 6,360 万円、翌年度通次繰越額 1 億 6,140 万円、その財源につきましては、国庫補助金 8,070 万円、地方債 8,070 万円でございます。

次に、事業名、公共下水道事業（第 11 処理分区 2 工区－1）でございます。継続費

の総額が5億900万円、平成19年度継続費予算現額が1億2,700万円、支出済額及び支出見込額0、翌年度繰越額1億2,700万円で、その財源につきましては、国庫補助金6,350万円、地方債6,350万円でございます。

最後に合計でございますが、継続費の総額が10億900万円、平成19年度継続費予算現額が4億5,200万円、支出済額及び支出見込額が1億6,360万円、翌年度繰越額が2億8,840万円、その財源につきましては、国庫補助金1億4,420万円、地方債1億4,420万円でございます。

平成20年6月3日提出

斑鳩町長 小城利重

以上で、報告第7号 平成19年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）のご説明とさせていただきます。何とぞ原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第7号 平成19年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）を終わります。

続いて、日程28、報告第8号 平成19年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって報告第8号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） それでは、報告第8号、平成19年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）のご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第8号

平成19年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について

(公共下水道事業特別会計)

標記について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成20年6月3日提出

斑鳩町長 小城利重

この報告につきましては、3月議会定例会におきまして繰越明許のお願いをし、興留1丁目及び服部1丁目地内で面整備工事を発注し、整備区域の拡大を進めたところがございますが、その繰越明許費繰越計算書のご報告をさせていただきありがとうございます。

恐れ入ります、次のページをお願いいたします。

繰越計算書の朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

第1款公共下水費、第2項下水道新設改良費、事業名、公共下水道事業（第13処理分区14工区-7、11工区-6）、金額1億円、翌年度繰越額7,650万円、その財源内訳といたしまして、未収入特定財源で、国庫支出金3,750万円、地方債3,900万円でございます。

平成20年6月3日提出

斑鳩町長 小城利重

以上で、報告第8号 平成19年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）のご説明とさせていただきます。何とぞ原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第8号 平成19年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）を終わります。

続いて、日程29、報告第9号 平成19年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって報告第9号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。池田総務部長。

○総務部長(池田善紀君) それでは、報告第9号 平成19年度斑鳩町文化振興財団事業報告につきましてご報告をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

報告第9号

平成19年度斑鳩町文化振興財団事業報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成20年6月3日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、平成19年度の斑鳩町文化振興財団の事業報告書に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、報告書の1ページをお願いします。

(3)にあります文化振興財団の事業といたしましては、(1)芸術・歴史文化事業の企画及び運営といたしまして、①の住民参加型事業では、前年度より4事業増加の8事業を実施いたしました。その事業収益は、文化庁の補助金等45万円を含め440万2,000円で、それに係る事業費435万4,964円となっています。②の芸術文化鑑賞型事業で9事業を実施し、その事業収益は1,307万350円で、それに係る事業費1,411万3,348円となっています。③の育成型事業では、4事業を実施し、その事業収益は、文化庁の補助金63万7,000円を含め307万7,900円で、それに係る事業費240万4,821円となっています。

このことから、財団の自主事業の総数は21事業で、その事業収益は2,055万250円で、それに係ります事業費2,087万3,133円で、収支損益は32万2,883円、収支率ではほぼ100%に近い数値の98.5%となっています。なお、平成17年度の収支率は66.7%、平成18年度の収支率は91.7%でしたので、収支率は年々上昇してきている状況であります。

また、これらの事業実施状況につきましては、15ページから17ページに、事業内

容、収入額、支出額、収支差額等をお示しいたしておりますので、後ほどご参照いただきたいと思ひます。

次に、1 ページ目の(2)の芸術・歴史文化活動の普及、振興、支援事業の①の受託事業につきまして、事業数2事業を実施し、事業収益144万1,638円、事業費144万1,638円であり、収支同額となっております。②の友の会事業といたしまして、友の会会員から受け取り入金金として101万5,000円を受け入れ、友の会運営費は59万1,435円であります。なお、現在、友の会会員は約575人でございます。

次に、(3)の芸術・歴史文化情報の収集及び提供といたしまして、ホール機関誌等の発行でございます、その事業費15万2,145円となっております。

次に、(4)斑鳩町文化振興センターの管理運営に関する事業の①ホール管理運営事業といたしまして、事業収益で1億825万8,938円を受け入れてあります。その内訳は、斑鳩町から指定管理者の指定を受け、ホールの管理運営に係る指定管理料として8,415万3,653円の受け入れと、施設使用料収益2,410万5,285円あります。これに係ります施設管理運営としての事業費1億113万4,470円を要し、収支収益は712万4,468円となっております。②の図書館管理事業といたしまして、図書館の管理等に係ります事業収益1,327万4,867円を受け入れ、これに係ります事業費1,327万4,867円の収支同額となっております。

これらの各事業の収入及び事業費内訳につきましては、4ページ、5ページに正味財産の増減計算書として前年度比較も入れて整理いたしておりますが、その主なものにつきましてご説明をいたします。

4ページの上の方でございます。(1)の経常収益では、①の基本財産運用収益で、利息の増によりまして、前年度より140万2,831円の増加の173万4,917円、②の事業収益では、事業数の増加によりまして、前年度より590万9,680円増加の1,946万3,250円となります。③の受託事業収益では、使用料収益及び受託事業収益の増加によりまして、前年度より170万2,641円増額の1億2,297万5,443円あります。

以上のことから、経常収益計では、前年度より1,161万6,606円増額の1億5,099万2,214円あります。

次に、(2)の経常費用では、5ページの中段より少し下の方にあります経常費用の計では、前年度より850万4,756円増額の1億4,832万4,452円であり

ます。

以上のことから、経常収益から経常費用を差し引いた額は、前年度より311万1,850円増額の266万7,762円となりました。

なお、別綴じといたしまして、正味財産増減計算書の説明書を添付いたしております。その2ページには、事業収益の自主事業収益で、各事業の券売数と入場料収入、3ページには使用料収益の内訳、会員数の内訳を示しております。また、最終ページの7ページには、自主事業一覧といたしまして各事業の事業費内訳を記載いたしておりますので、ご参照の方よろしくお願いをいたします。

次に、事業報告書の3ページにお戻りください。貸借対照表であります。新公益法人会計基準に基づき、前年度と比較し財産の増減を記載しております。

流動資産、流動負債共に前年度より34万5,748円増額の814万306円でございます。

2の固定資産では、(1)の基本財産は、前年度同額の1億円であり、その他固定資産408万8,040円であることから、固定資産合計で1億408万8,040円となり、資産合計では1億1,222万8,346円であり、負債及び正味財産合計1億1,222万8,346円と同額となっています。

次に、6ページでございます財務諸表に関する注記ですが、新公益法人会計基準に基づき、財団の会計方針として、固定資産の減価償却の方法、リース取引の処理方法、消費税等の会計処理、会計方針の変更、基本財産の増減額及び財源の内訳等をお示しいたしております。

7ページの6でございます。7ページの6には、固定資産の取得価格及び減価償却の累計額を示し、平成20年3月31日現在の固定資産当期末残高として、408万8,040円となっています。

次に、9ページをお願いします。9ページの財産目録であります。平成20年3月31日現在の財産の保有状況を示すもので、年度末の正味財産は1億408万8,040円となり、先ほどの3ページの貸借対照表の下から2行目の正味財産合計と一致をいたしております。

次に、10ページの収支計算書総括表につきましては、予算額と決算額の比較を行い、11ページ、12ページの収支計算書につきましては、その詳細を記載いたしております。また、最後に添付いたしております平成19年度正味財産計算書説明書の1ページ

によりまして、前年度決算額と今年度決算額を比較いたして、その増減を記載させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、22ページから26ページであります。去る5月8日に実施された監査の報告書を添付させていただいておりますので、ご参照をいただきますようお願いを申し上げます。

また、本報告議案につきましては、去る5月26日に開催されました斑鳩町文化振興財団理事会においても承認されていますことをご報告申し上げます。

なお、監査結果報告に添える意見として、施設管理業務、文化振興業務、指定管理者制度の運用面に関して、新公益法人制度への対応について、基本財産の1億円の運用についてご意見をいただいておりますが、それぞれについて財団の認可機関でございます奈良県とも協議を行い、文化振興財団のより効率的な運営が図れるよう研究をしまいに、一定の取りまとめが出来ましたなら、担当常任委員会にもご報告申し上げたいと考えております。

以上で、報告第9号 平成19年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてのご報告とさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。
7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 新公益法人制度への対応についてということで監査委員さんも報告いただいておりますけれども、この財団の方はどのように考えておられるんですか。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 副理事として報告をさせていただきます。

新公益法人制度の対応についての質問でございます。

この公益財団法人に向けまして、現在、寄附行為の見直し等、また法に定めております公益認定基準がございます。これは、いわゆる認定基準の50%を超えなければならないと。これは、監査委員の報告であります。そのことに向けて認定される官公庁、いわゆる県でございますけれども、そこを協議してまいりたいと、このように思っております。

そして、この申請に基づき公益認可等委員会の答申を受けまして、そして公益法人として文化振興財団は継続してまいりたいと、このように考えている段階でございます。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 色々な認定基準があるのは承知しておるんですけども、この公益目的事業というのはどのような取り扱いになるのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 公益認定基準というものが、相当、法に定めております23の目的事業があるわけです。これは、法律によって全体定めておりますから、これに合う事業が公益目的事業ということになります。例えば、貸し館事業、これも公益目的になりますし、それと公演事業ですね、公演していく事業、これは文化振興の範囲において公演していくということは、それも当てはまります。また、施設の貸与、これについても公益的事業とみなす。この23項目の中でその事業が当てはまるとすれば、これも公益事業としてされるわけです。

したがって、この文化振興財団の主要区分としては、いわゆる、今、文化事業として自主事業をやってますね。それも当然公益事業として今現在行われているものが、監査委員の指摘では16.3%になっている。それをやはり50%に上げると。これは、簡単に上げれると思うんです。先ほど言った23項目ございますから、それを、今、上げたやつに、貸し館事業でもやっていけるし、それは当然文化振興に対する貸し館事業だったらやっていける。そういうことを含めて50%をクリアするということを考えていきたい。これから5年間それがございますから、それをもとに県とも十分協議しながら、継続出来るようにもっていききたいと、このように考えてます。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 簡単に上げられるとおっしゃってましたけど、僕はそうは思わないんですけども、これから猶予期間5年間ありますんで、とにかく認定されるように努力していただきたいと思います。これ、認定なかったら、不利益という言葉は妥当かどうかわかりませんが、私自身は不利益なことになろうと思っておりますので、本来なら、一昨年までは議会も評議員、また理事としてこの財団の方にかかわって色々なご提言も申し上げていしましたが、議会からはそういうことに一切タッチしないという、私にすれば不満なことですけども、そういうふうな取り決めになって議会が直接タッチはしておりませんので、詳細についてはわかりづらいところがありますけれども、これからもまた色々とお伺いいたしますし、公益法人の認定に向けて努力していただきたいと思います。

以上です。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 少し実務的なことになると思うんですが、この資料を見させていただく中でふと思ったんですけれども、実はいかるがホールはなかなか小ホールが結構人気があって、稼働率が高かったのではないかなと思っておったわけなんですけど、意外にも最近小ホールの利用状況が比較的少ないような状況になっているのではないかなというふうに私自身は感じたんですが、この辺のところ、利用者さんたちの動向とかについて、そしてまた小ホールというのは非常に使い勝手のいい、また小回りのきく、色んな団体さんにより多く利用していただきたいという私は場所だと思っておりまして、地域の文化や芸術の発展のためにはより利用率が高いのが望ましい部分ではないかというふうに思っておりますので、その辺のちょっと動向や町の考え方についてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 今、ご指摘のように、効率が悪いことは確かです。理事会においても、小ホールの名称も含めて考えていこうと、それによって多くの方が使われる可能性もあるやないかというようなことも意見出てます。そういうことも含めて、やっぱり使うていただくように努力をしてまいりたいと、このように考えてます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 色んな販売とかに利用されたりする場合がありますけれども、それは二次的な使い方であって、やはり1番には、文化や芸術や地域のコミュニケーション、振興を図っていくというのを目的として、より効果的な稼働をしていただけてほしいことをお願いしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

報告第9号 平成19年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてを終わります。

続いて、日程30、報告第10号 平成19年度斑鳩町土地開発公社業務報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって報告第10号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。面卷企画財政課長。

○企画財政課長（面卷昭男君） それでは、報告第10号 平成19年度斑鳩町土地開発公社業務報告につきましてご報告を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第10号

平成19年度斑鳩町土地開発公社業務報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成20年6月3日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、平成19年度斑鳩町土地開発公社の事業内容につきましてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、業務報告書の8ページをご覧くださいませでしょうか。平成19年度斑鳩町土地開発公社事業実績報告書でございます。

平成19年度は、新たな公有地の取得はなく、処分が法隆寺駅周辺整備事業の1件のみとなっております。

法隆寺駅周辺整備事業用地につきましては、恐れ入りますが、9ページの明細書にもお示ししておりますように、JR法隆寺駅南口広場の南側に位置する公社保有地806.83平方メートルを4億1,361万7,441円、平米単価で見ますと51万2,645円で斑鳩町に処分したものでございます。平成19年度では、この処分事業1件のみとなっております。

恐れ入りますが、14ページをお開きいただけますでしょうか。平成19年度における公社保有地の状況についてでございます。14ページでは、平成19年度の公社保有地のうち、公有用地の明細を示しております。先ほどご説明させていただきました処分の結果、平成19年度末の公有用地の状況は、このページの右端の期末の残高の合計欄のところでございますが、面積で2,374.46平方メートル、保有額では2億9,630万3,616円となりました。

15ページにお移りいただけますでしょうか。このページは、平成19年度の公社保有地のうち代替地の明細を示しております。平成19年度末の代替地の状況は、同じく右端の期末残高の合計欄のところでございますが、面積で2,260.38平方メートル

ル、保有額では5億7,972万2,787円となっております。

公有用地と代替地を合わせました平成19年度末の公社保有地の状況につきましては、面積で4,634.84平方メートル、保有額では8億7,602万6,403円となり、前年度末と比較いたしまして、面積では806.83平方メートル、保有額では3億9,576万5,343円の減少となっております。

なお、20ページにそれぞれの保有地の位置を示しておりますので、後ほどご参照いただければと考えております。

それでは、3ページにお戻りいただけますでしょうか。損益計算書でございます。1の事業収益は、4億1,361万7,441円、2の事業原価も同額となっております。

次に、3の販売費及び一般管理費についてでございますが、一般管理費では4万円となっており、これにつきましては監事報酬の費用となっているところでございます。

事業総損失から販売費及び一般管理費を差し引きました事業損失は、4万円となっております。

次に、4の事業外収益でございますが、受取利息で2万4,155円、雑収益では、仮設事務所設置等のための土地賃借料43万1,869円、関西電力等からの電柱等土地使用料1万4,780円、合わせまして44万6,649円となっております。

この結果、当期利益は43万804円となっております。

恐れ入りますが、4ページをお開きいただけますでしょうか。貸借対照表でございます。

初めに、資産の部でございます。

流動資産では、現金及び預金で、基本財産500万円の定期預金を含めまして644万5,949円となっております。この現金及び預金の内容につきましては、13ページにその明細をお示ししておりますので、後ほどご参照をいただければと考えております。未収収益は、基本財産500万円の定期預金の予定受取利息で、1,183円となっております。先ほど平成19年度における公社保有地の状況のところでご説明させていただきましたとおり、公有用地は2億9,630万3,616円となっております。また、代替用地では、5億7,972万2,787円となっております。この結果、資産合計は、8億8,247万3,535円となっております。

続きまして、負債及び資本の部でございます。5ページにお移りいただけますでしょうか。

初めに、負債についてでございますが、流動負債の短期借入金のみで、負債合計は8億6,000万円となっております。この短期借入金の内容につきましては、16ページにその明細をお示ししておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

次に、資本についてでございますが、資本合計で2,247万3,535円となっております。この内訳は、資本金で、基本財産として、町からの出資金500万円、準備金では、前期繰越準備金1,704万2,731円、先ほどの損益計算書のところで申し上げました当期利益43万804円を合わせまして1,747万3,535円となっております。なお、この準備金合計額は、次の6ページにございますように、翌年度に繰り越しをさせていただいているところでございます。

この結果、負債及び資本合計は、一番下の行のところでございますが、8億8,247万3,535円となっております。

続きまして、12ページをお開きください。審査意見書でございます。この業務報告につきましては、去る5月1日に、岡田・中西監事様にご審査をお願いし、その結果についてご意見をいただいたものでございます。

また、この平成19年度業務報告につきましては、去る5月16日の斑鳩町土地開発公社理事会において承認いただいておりますので、あわせてご報告を申し上げます。

以上、簡単ではございますが、平成19年度斑鳩町土地開発公社業務報告につきましてのご報告とさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第10号 平成19年度斑鳩町土地開発公社業務報告についてを終わります。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明4日から8日までは休会、9日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

（午後2時19分 散会）